# 再 審 請 求 書

平成23年11月10日

東京高等裁判所 刑事部 御 中

本籍略住 所略

請求人 (竹内の長男)

電車転覆致死等被告事件(いわゆる三鷹事件)に関し、東京高等裁判所が昭和26年3月30 日に言渡した竹内景助に対する有罪の確定判決について、竹内景助の直系の親族として再審の請求をする。

請求人弁護人

弁護士 高見澤 昭 治

同 米 倉 勉

同 中村忠史

同 野嶋真人

同 佃 克彦

# 目 次

請求の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
請求の理	<b>出由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4</b>
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
第1章	確定判決の証拠構造と新証拠・・・・・・・・・・・・・・6
第1	事件の概要と経過・・・・・・・・・・・・・・・・6
第2	確定判決の証拠構造・・・・・・・・・・・・・・・1 0
第3	新証拠による旧証拠の弾劾・第2車輛のパンタグラフの上昇・・・・・25
第4	新証拠による旧証拠の弾劾・目撃証言・・・・・・・・・ 36
第2章	新旧全証拠の総合的再評価・・・・・・・・・・・・・ 4 2
第1	自白及び供述変遷の経緯並びに自白の任意性の不存在・・・・・ 42
第2	組合の状況と犯行動機の不存在・・・・・・・・・・ 58
第3	実行行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 6
1	針金によるコントローラー・ハンドルの解錠・・・・・・・ 66
2	紐によるコントローラーの固定・・・・・・・・・・ 69
3	最後尾車輛の前照灯・・・・・・・・・・・・・・・ 73
第4	アリバイの存在・・・・・・・・・・・ 78
第5	真犯人が他に存在することを窺わせる事実・・・・・・・ 88
第3章	結語・・・・・・・・・・・・・・・・・103

# 凡 例

第1次再審請求で提出された竹内景助の三鷹事件再審理由補足書について、原本は竹内景助の手書きのものであるが、この内容を活字に印刷した「三鷹事件再審理由補足書(上・下)」が発行されているため、本再審請求書でその内容を引用する時は、同「三鷹事件再審理由補足書(上・下)」の頁数を引用する(なお本再審請求書に同「三鷹事件再審理由補足書(上・下)」を添付する)。

三鷹事件の第一審判決、控訴審判決、最高裁判決を引用する時は、最高裁判所刑事判例集第9 巻第8号によることとし、適宜その頁数を記述する。

竹内景助は、竹内と略記する。

# 請求の趣旨

竹内景助に対する電車転覆致死事件について、東京高等裁判所が昭和26年3月30日に言渡 した有罪の確定判決に対し、再審を開始する。 との決定を求める。

# 請求の理由

#### はじめに

1 請求人の父親である竹内は、昭和24年7月15日に三鷹駅構内で発生したいわゆる三鷹 事件で電車転覆致死傷罪の被告とされ、同25年8月11日、共犯ということで起訴され た他の被告全員が無罪を言渡される中、東京地裁判所で無期懲役、同26年3月30日に 東京高等裁判所で死刑を下され、同30年6月22日に上告を棄却された。

同人は無実を主張して同31年2月3日に東京高等裁判所に再審を申立てた(昭和31年〔お〕第2号)が、東京高裁は同42年1月18日に竹内本人が獄中で死亡したことを理由に、同42年6月7日に再審の手続は終了したと決定した。

- 2 東京高等裁判所は竹内が申立てた再審請求(以下、「第一次再審請求」という)について の上記決定の末尾で、「しかし、本件は、実質上、これで終止符がうたれたものではない。 今後他の請求権者の同一理由による新たな再審の請求を妨げるものでないことはもち論、 そのような請求があったばあいに、死亡した再審請求人竹内および同人の弁護人らの作成 提出した幾多の書類は、当然、裁判所のする取調べのための資料となることはいうまでも ない」と付言している。
- 3 本再審請求は、請求権者である直系の親族によるものであるが、第一次再審請求の際に提出された新証拠に加え、これとは別に竹内について無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した。

これらを確定判決中の関係各証拠と総合評価すれば、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じることは明らかであることを、以下詳述する。

#### 第1章 確定判決の証拠構造と新証拠

#### 第1 事件の概要と経過

1 昭和24年7月15日午後9時20分(当時採用されていた夏時間で、現在の時間に直すと午後8時20分)頃、国電中央線の三鷹電車区構内に停留していた7両編成の無人電車が突然に動き出し、次第にスピードを上げて三鷹駅1番線ホームに突っ込み、車止めを突破し、さらに暴走を続け、駅舎横手の交番を破砕した後、道路を横切り、駅前の運送店に飛び込み、ようやく止まった。

この事故でホームから改札口へ向かっていた乗客が同電車に跳ね飛ばされたり下敷きになり、6名が即死、20数名が重軽傷を負った。

#### 2 公訴事実と一審判決までの審理経過

(1) 竹内は昭和24年8月23日に電車転覆致死罪で起訴されたが、その公訴事実は以下のとおりである。

被告人竹内はA、B、C、D、E、F、G等と共謀の上、東京都北多摩郡三鷹町上連 雀所在の国有鉄道三鷹電車区に停車中の電車を擅に発進させ運転者無しで暴走させよう と企て昭和24年7月15日午後9時20分頃右謀議に基いて被告人及びC両名で同車 庫一番線に入庫中の七両連結電車の発進操作をし無人でこれを三鷹駅下り一番線に向け 驀進させて電車の往来に危険を生じさせ因って同電車を同線車止を突破して脱線転覆破 壊するに至らせ折柄同駅及び付近に居合せた I 外 5 名を轢死又は圧死させたものである。 適条は、刑法125条、126条、127条、60条とされている。

なお、上記起訴状については、昭和24年11月18日付「変更請求書」で、共謀者として J とK が加えられ、「I 外5名」が「I 、L 、M 、N 、O 、P 」と変更された。

さらに、検察官は冒頭陳述とその後の釈明において、本件電車を発車させる実行行為について、竹内とCが運転台に上がり、共同で操作を行ったとして、その手順や役割を具体的に明らかにした。

- (2)第一審公判は東京地方裁判所第2刑事部(鈴木忠五裁判長)で、第1回が昭和24年1 1月4日に開かれ、59回の公判を経た後、翌昭和25年8月11日に判決が言渡された。
- (3) 竹内の公判廷での供述内容については、本請求書の第2章第1「自白を含む供述の変遷 の経緯と自白の任意性」で詳述する。

#### 3 一審ならびに確定判決の内容とその後の経過

- (1)事件発生から1年以内に59回の公判を終え、昭和25年8月11日に東京地裁は竹内 以外の被告人に対しては全員無罪、竹内については無期懲役という判決を言い渡した。 その内容は、最高裁判所刑事判例集第9巻8号に掲載されているとおりである。
- (2)無罪判決が下った被告人らに対しては検事が即日控訴し、竹内も一審判決を不満として

直ちに控訴したが、竹内の弁護人正木は冒頭に「犯罪事実の認定並びに情状酌量の点については原判決を至当とし、何ら争う処は見出さない」と記載し、「適応された罰条は誤りである故、原判決の破棄を求める」との控訴趣意書を提出した。

(3) 東京高裁(谷中薫裁判長)は昭和25年12月18日に第1回公判を開いたが、事実調べは全く行われず、翌年3月30日の第4回公判で竹内以外の被告人らに対する検察側の控訴を棄却するとともに、竹内については「原判決中被告人竹内景助に関する部分を破棄する」として、原審の無期懲役に代えて死刑を言い渡した。

竹内に対する二審判決は、最高裁判所刑事判例集第9巻8号に掲載されているとおりであるが、その内容は量刑についての独自の判断を示すだけで、犯罪事実については、一審判決を何ら変更していない。次に述べるように竹内からの上告が棄却されたことから、東京高裁の判決が確定判決となるが、本件再審請求で審理される犯罪事実は、したがって上記の一審判決がその対象となる。

#### 4 最高裁での審理経過と判決内容

- (1) 竹内は控訴審判決に対して直ちに上告したが、大法廷に係属したものの、最高裁判所(田中耕太郎裁判長) は弁論を開くことなく、昭和29年12月22日に判決を言い渡そうとしたが、弁護人が反対し、合議の結果、田中裁判長は「職権をもって本日の判決宣告期日を変更する。期日は追って指定する」と告げて閉廷した。
- (2) ところが、最高裁判所は弁護側の弁論を開くようにとの強い要請を退け、昭和30年6 月22日、8対7の僅差で竹内の上告を棄却した。その内容は、最高裁判所刑事判例集 第9巻8号に掲載されているとおりである。

# 5 再審申立てとその経過ならびに結果

(1) 請求の理由並びに主張・立証の内容

竹内は昭和31年2月3日に東京高裁に対して再審を申し立てた。その理由と新証拠は同人の提出した「三鷹事件再審請求書」と「同理由補足書」(上)(下)に詳しく記載されている。

その要点を取り上げると、①取調べの状況を具体的に再現しつつ、そうした中で犯行を認めた供述調書は拷問的な暗示・強制によって作成されたものであり、虚偽であることを詳細に記述した上で、②竹内には本件犯行を行う動機も目的も存在しないこと、③針金でコントローラーをこじ開けることは実際には不可能であること、④紙紐を拾ってハンドルを縛ったことも非現実的であること、⑤事件発生当日、過激なことを言った事実はないこと、⑥暴走した電車のパンタグラフは二つ上がっており、竹内の供述とは異なること、⑦目撃者とされるものの供述は虚偽であること、⑧アリバイが存在すること、などを理由に確定判決の誤りを指摘し、それぞれに対して新証拠を提出している。

(2) 却下決定の理由並びに付言と本請求との関係

ところが、東京高裁の担当部は再審申し立てから、約10年間放置したまま判断をせ

ず、昭和41年になって樋口勝裁判長が記録を精査し、同年夏休み明けに、刑事訴訟規則286条に基いて再審の請求についての決定をするために請求した竹内と相手方である検察官の意見を聴きたいとの意向を示した矢先、竹内が健康を害し、拘置所で適正な治療を受けられないまま、翌昭和42年1月18日に脳腫瘍のために死亡し、そのために手続が終了してしまった。

ただし、樋口裁判長はその終了決定の中で、「本件は、実質上、これで終止符が打たれたものではない。今後他の請求権者の同一理由による新たな再審の請求を妨げるものでないことはもち論、そのような請求があったばあいに、死亡した再審請求人竹内景助および同人の弁護人らの作成提出した幾多の書類は、当然、裁判所のする取調べのための資料となることはいうまでもない」との判断を示したことは、前述したとおりである。

6 なお、三鷹事件が発生した昭和24年には、出先機関を含む中央官庁の人員整理のために、 定員法が制定され、国鉄労働者を始め大量の職員が解雇される中、下山事件、三鷹事件、 松川事件が相次いで発生した。松川事件では20名が起訴され、一審では5名が死刑、二 審では4名が死刑判決を下されたが、最高裁で10日にわたる弁論の結果、多数意見7、 少数意見5で破棄差戻となり、最終的には全員無罪が確定している。

#### 第2 確定判決の証拠構造

- 1 確定判決の罪となるべき事実について
  - (1) 第一審判決は、「第一 被告人竹内景助に関する部分」の[一]犯罪事実の一乃至四において、竹内の犯罪事実を認定している。
    - ア この [一] 犯罪事実の一には、竹内の身上経歴、竹内が国鉄労働組合八王子支部三鷹電車区分会に所属していたこと、同分会は組合本部が全国的に展開していた人員整理反対闘争運動に呼応して、昭和24年6月に他の分会と共同してストライキを敢行し、7月4日の分会大会では、その直前に行われた熱海における国鉄労働組合中央委員会の決定に従い、ストライキを含む実力行使を行うことを可決し、外部団体と提携して共同闘争を活発に行うことを確認したこと、三鷹電車区において昭和24年7月の2回にわたる整理により約80名に上る解雇処分が通告され、竹内も解雇され、三鷹電車区内に緊張した空気が漂っていたことなどが記述されている。
    - イ 前記犯罪事実の二には、犯行動機について次のように記述されている。

竹内は三鷹電車区における右闘争運動の渦中にあって、同分会執行部の方針を強く支 持し、さきの国電ストのときは品川、田町各電車区に赴いて意見交換し、時には入庫中 の電車の車体側面に馘首反対の落書きを行い、みずから同分会に属する組合員の先頭に 立って真実同分会のために尽力しようとしたが、妻子6名を抱えて路頭に迷うことに思 いを致すとき、どうしてもその気持ちを抑えざるを得なかった。しかも第1次整理によ り馘首された者の悲惨な一家心中のことを聞き、この整理に対する怒り心頭に発してい た矢先、第2次整理により、自分も解雇の通告を受ける窮境に立たされたため、いよい よ遅疑逡巡することなく、一部の日和見的または傍観者的分子を引きずってストライキ に持っていかなければならぬと考えるようになった。一方国電スト以来同分会内部では、 前に述べた空気の中に断片的ではあるが「モーターに水をかけろ」、「油に砂を入れろ」 或は悪化した雰囲気を反映して、7月14日頃には同電車区始業詰所等において、「電車 をグラウンドに落とせ」と口走るものもあって、竹内の耳にも直接これらの言葉が伝っ ていたが、同月15日午後2時頃組合事務所内で「今日あたり立てば全国一斉に立てる」、 「今日あたり何とかしなければならない」と急進的なことを云うものがあったので、竹 内もこれを受けて、「みなが立つなら、おれ一人でもストの状態を起こしてやる」ともら したほどであった。こうして電車区の各所で多数の組合員が激こうし、当局の措置に対 し不満の言葉を放っていたので、竹内の脳裏には深くこれらの言葉が刻まれ、ついに電 車事故を起こしてその事故の発生を契機として分会執行部と図り、ストライキへ突入す る手配をし、中野電車区、田町電車区その他の戦闘的各分会に青年行動隊を派遣してす べてストライキに立ち上がらせ、ひいては全国ストライキへの口火にしようという考え を抱くに至った。

ウ 前記犯罪事実の三には、昭和24年7月15日、竹内が犯行に至った経緯、竹内による犯行の具体的内容などが記述されているが、この要旨は次のとおりである。

### (犯行に至る経緯)

竹内は、昭和24年7月15日の夜、直ちに電車事故を起こしてストライキの状態を作ろうと決意し、午後9時頃1人で自宅を出て、三鷹電車区車庫へ向かった。始め自宅を出るときは、入庫中の電車の貫通制動管ホースを切断して入庫中の電車を動かすことのできないようにしようと考え、ナイフを所持して車庫の七、八番線附近まで来たが、余りにも多くの電車が入庫していたため、電車の貫通制動管ホースをことごとく切断することは容易でないことに気づき、この方法を思い止まることにし、かねて心にえがいた通り、軽率にも人の現在しない入庫中の電車を発進させ、運転者なしでこれを暴走させて電車区構内出口の一旦停止の標識がある地点で脱線させ、これにより電車の入、出庫を妨害しようと企てた。

#### (犯行の具体的な状況)

竹内は一番線上にある7両連結の1編成電車の先頭車の方へ行ったが、その途中、運転台のコントローラー(主幹制御器)・ハンドル(把手)を開錠するキイ(鍵)の代用にするため、付近に落ちていた先の曲がった針金1本を拾い上げ、また制動用ハンドルを持ち合わせなかったので、同電車の第3、第4輛目辺を調べて制動のかかっていないことを確かめてから、先頭車の前部に戻り、その傍らにあるごみ穴から一掴みに紙紐1本を拾い、更に進んで同電車の制動側引棒を足で踏んで、重ねて制動のかかっていないことを確認した後、同電車の先頭車に上がり、運転室内に入り、左手で針金をコントローラー・ハンドル側面の鍵穴に差込んで、これを開錠し、右手でハンドルを廻して3ノッチの点に進ませ、 ハンドルが戻らないように、左手掌でこれを抑えながら、右手で紙紐をハンドルの握りと、パイロットランプ(運転士知らせ燈)のコントローラー寄りにある回路電線とに掛け、その中間で一回結び、これを反対側の紐に掛け、紐の両端を2回ほど廻して結び、ハンドルから手を離すと、ハンドルは少し戻ったが、2ノッチと3ノッチの間で固定したので、直ぐ針金を抜き取り、同室内のパンタグラフ用上げ紐を引いてパンタグラフを上昇させた。

かくて室内燈がつき、コンプレッサー(圧縮機器)が音を発したので、竹内は直ぐ運 転室を出て、同先頭車から飛び下り、その場を逃げ去ったが、右起動動作によって間も なく運転者のいない7輛連結の同電車をその場から陸橋側(東方)に向かって1番線上 を発進せしめ、以て電車の往来の危険を生ぜしめた。

エ 前記犯罪事実の四には、発進した電車が1番線車止めに衝突突破して暴走し、死傷の 結果を生じさせたことが記述されているが、この要旨は次のとおりである

同電車は右の状態で陸橋下を通過し、1号ポイントを割って突進し、竹内の予期に反して、構内出口の一旦停止の標識がある地点を過ぎ、三鷹駅下り1番線に暴走して行き、発進時から1分と経たないうち、時速60キロを超える高速度で午後9時23分頃発進場所から約660米を隔てた同駅南口改札口前下り1番線車止に衝突してこれを突破し、そのため先頭第1車輌乃至第3車輌及び第4車輌の前部3分の2位はすべて脱線して、

附近の右改札口から下り線ホームに通ずる階段その他の障碍物の抵抗を受け、(以下、各車輌の損傷状況及び停止状況などについて詳しく記載されているが、ここでは省略する。)最後部は同駅ホーム西端約33米の位置にとどまったが、右のように同電車が破壊した際、同駅南口改札口前下り1番線車止め附近に居合わせた(以下、被害者4名の氏名につき省略)をいずれも轢断及び礫圧し、それぞれ全身各部に挫創、骨折、轢断創、出血等多数の創傷を負わせ、即時同所において轢死せしめ、同じく(被害者1名の氏名省略)を跳ね飛ばし、脳圧迫及び脳挫創等を負わせ、また(被害者1名の氏名省略)を轢圧し、全身各部に骨折、破裂創、出血等多数の創傷を負わせ、いずれも間もなく中村病院において轢死せしめ、以て6名を死に致したのである。

- (2) 東京高等裁判所の確定判決は、「本件を見ていく上に重要と思われる点を冒頭に概括的 に説明すると次のとおりである。」として、以下のとおり判示している。
  - 「一本件発生当時の一般社会情勢並びに労働情勢及びこれを反映した三鷹電車区における労働組合をめぐる情勢は悪化していて、相当緊迫した空気に包まれていたが、この情勢が直ちに本件起訴に係る共謀による無人電車発進計画と結びつかないこと、従って他に的確な証拠があるならばこの情勢は情況証拠となり得るけれども、それ自体ではいずれとも決し難いこと
    - 二 この事故は1人でも発生せしめることが可能であって、数人の共謀によらなければ、実行することができないこととは考えられないこと
    - 三 本件事故には2人以上共謀してこれを起こしたものであるとする確実な物的証拠 又は動かすべからざる客観的証拠がないこと
    - 四 本件は非常に重大な結果を発生したものであるが、これを実行した者がこのような重大な結果を望んで実行したものとは断定できず、却って組合運動を有利に展開する手段―首切りに対する反射的手段―と見るのが妥当であること、即ち当時三鷹電車区の空気は相当険悪であったので、警戒のため鉄道公安官数名が同電車区に来ていたので、若し重大事故が発生したならば、犯罪捜査活動が直ちに開始される状況にあり、捜査活動が開始されると、組合活動は不可能となるような事情にあったこと
    - 五 従って本件では、被告人E、C、竹内、Gらの自白を信憑し得るか否かが中心的 問題になって来るのであって、これを情況証拠と対照検討する必要があること
    - 六 本件の証拠関係は極めて複雑多岐で、証拠関係相互間特に被告人等の自白調書相 互間に矛盾不統一が多数存在し、その間から真相を発見することは~省略
    - 七 本件は被告人ら及び弁護人らの主張するような政治的陰謀でないことが明らかで あること
  - 八 本件の捜査過程において、被告人ら及び弁護人らの主張するような検事の強制、 拷問、脅迫による取調又は刑務所関係官らの不当行為は認める余地がないこと」 これらの判示のうち、「一、二、三、五、六、七、八」は、証拠や事実の評価に関する

第二審判決の基本的考え方を示したものであり、第一審判決の認定した罪となるべき事 実について、特に付加変更を加えるものではない。

但し、四の「本件は非常に重大な結果を発生したものであるが、これを実行した者がこのような重大な結果を望んで実行したものとは断定できず、却って組合運動を有利に展開する手段―首切りに対する反射的手段―と見るのが妥当であること」という判示は、被告人竹内の犯行動機、計画について、第一審判決の認定した罪となるべき事実をより具体的に説明したものとなっている。

したがって第一審判決の認定した犯罪事実に、上記の4を加えたものが、確定判決の 認定した罪となるべき事実であると解される。

#### 2 確定判決の罪となるべき事実を支える証拠群

(1)確定判決の罪となるべき事実を支える証拠は、次のような証拠群に分けることができる。 第1は、本件事故車輛の構造や事故時の車輛の損傷状況、事故現場の状況、事故電車 が自然発生によって起動した可能性がないと判断する鑑定書、被害者の受傷状況などの 証拠群であり、これらの証拠によって本件が自然発生によって起動した事故ではなく、 何ものかの作為によって本件事故車輛が起動、発車、暴走して、罪となるべき事実に記 載されているとおり往来の危機と死傷の結果を生じたことが認定されている。

第2は、竹内の捜査段階及び公判廷における自白である

竹内が犯人であることを裏付ける唯一の直接証拠であり、確定判決の有罪認定の最も重要な柱になっているものである。

第3は自白の補強証拠であり、自白の補強証拠には唯一の物証である紙紐が存在する。 そして第2審確定判決が重要と思われる点を冒頭で判示した前記「一~八」のうち、前記二の「この事故は1人でも発生せしめることが可能であって、数人の共謀によらなければ、実行することができないこととは考えられないこと」という事実が、竹内の単独犯行による自白の信用性を補強する事実となっている。したがってこの事実認定を支える証拠群も自白の補強証拠と位置付けられる。

第4は、情況証拠である。

なお情况証拠の定義について、本書では次の考えに従うことにする。

「一般には、直接証拠と間接証拠とを区別し、 I 要証事実を直接証明するのに用いる証拠を直接証拠といい、被告人の自白の他、共犯者の自白、被害者、目撃者の犯行状況に関する証言などがこれに含まれ、 II 要証事実を直接証明することはできないが、これを推認させる事実(間接事実)を証明するのに用いる証拠を間接証拠といい、この後者を情況証拠と呼んでいる。」「間接証拠から認定される事実(間接事実)のことも情況証拠と呼ぶことが多く、本研究でもこれに従う。」(司法研修所編 『情況証拠の観点からみた事実認定』 7 頁、第 1 版第 1 刷)

情況証拠としては、事故当日、事故後と思われる時間帯に竹内が三鷹駅正門前の道を

武蔵境の方から家の方へ行くのに出会ったというHの公判供述が存在する。

これ以外には情況証拠は存在しない。

なお第一審判決が認定する前記犯罪実の二に記載されている動機の形成原因となる事 実も要証事実を推認させる間接事実であるが、後述するように、この間接事実を証明す るのに用いられている証拠は直接証拠である竹内の自白だけであり、情況証拠とはいえ ないものである。

以下これらの証拠群によって、確定判決がどのように支えられているのか、確定判決 の強度、質を検討する。

(2)人為的な方法によって本件事故電車が起動、発車、暴走して死傷の結果が生じたことについて

昭和24年8月22日付検察官磯山利雄ら作成の検証調書には本件事故現場の状況、 本件事故電車の具体的な状況、死体の状況、本件事故各車輌の機器関係の具体的な状況、 本件事故電車の発進地点、走行経路などが記載されている。

本件事故車輛が事故前に1番線に入庫した時の状況については、証人Qの公判供述、 証人Rの公判供述などが存在する。

本件事故車輛が暴走しているときの状況については、証人Sの公判供述、証人Tの公判供述、証人Uの公判供述、証人Vの公判供述、証人Wの公判供述、証人Xの公判供述、 その他、多くの目撃供述が存在する。

本件事故車輛のパンタグラフが自然に上昇して本件事故車輛が発車したのではなく、 人為的な方法で起動、発車、暴走したものであることについては、本件事故調査の技術 団の一人であるYの公判供述、鑑定人Z作成の鑑定書などが存在する。

被害者の死傷の状況については各死体に関する鑑定書や検視調書などが存在する。

本件事故が本件電車が自然に起動して発生した事故ではなく、何ものかが人為的な方法によって本件電車を起動、発進、暴走させて死傷の結果を生じさせたことについては、これらの証拠によって裏付けられていると考えられる。

なお新旧全証拠の総合評価で後述するように、真犯人が、第一審判決が認定する方法で、本件事故電車を起動、発車させたものでないことは明らかであるが、本件電車が自然に起動、発車したものではないという限度では、確定判決の事実認定を争うものではない。

(3) 捜査段階及び公判廷における自白について

第一審判決は、竹内の単独犯行による実行行為を認定するにあたって、竹内の公判供述(第13回及び第54回公判)、竹内の検事平山長に対する供述調書(昭和24年9月5日付、同年8月23日付、同年9月15日付)を挙げている。

しかし第一審の弁論終結時において、竹内は無罪を主張せず、これらの供述の信用性を争っていなかったので、竹内に関する犯罪事実の認定にあたって第一審判決は、特にこれらの供述の信用性について判示していない。

ただ第一審判決は、竹内以外の他の被告人が無罪である理由を判示するにあたって、 竹内の単独犯行の自白が信用できることなどを次のとおり判示している。

「被告人竹内は平山検事の取り調べに対し、当初本件犯行を否認していたが、昭和24年8月20日初めて本件の単独犯行を全般にわたり相当詳細に供述し、その後補足的に詳細な供述を続け、犯行の動機、原因、実行行為及び犯行後の心境について明らかにし、同年9月5日にはこれまで供述した点を総合的に供述し、わずかに10月13日これを補足したが、本件に関してすべてを供述し尽した観がある。その間の供述は真実性のある内容で貫かれ、いささかも本質的な矛盾が認められない。若干些細な点、たとえば犯行現場から帰る道順、コントローラー・ハンドルを縛った紐の種類及び長さについて訂正を加えた節が存するが、これは本件犯罪事実を認定する上にそれほど影響を及ぼすものとは考えられない。」

「以上を総合するときは、竹内の共同犯行に関する供述は単独犯行に関する供述と打って変わり、再三再四変更し、その間多くの矛盾に富み、推測と想像を逞しくしているものであって、とうていこれを真実に符合するものとしては措信することはできない。」

竹内は、上記のとおり昭和24年8月20日に初めて単独犯行の自白をして、同年10月13日までこの自白を維持して、同年10月14日付上申書で他の被告人との共同犯行による自白を始める。

第一審判決の判示によれば、第一審裁判所が単独犯行による竹内の自白を信用した根拠は、この8月20日から10月13日までの間において、供述相互に矛盾がなく、供述を訂正しているのはコントローラー・ハンドルを縛った紐の種類と長さについてという些細な点だけだったからということになる。

確かに供述の信用性判断において、供述の変遷が少ないことは供述の信用性を担保する一つの事情となり得る。しかし竹内の供述全体を時系列で整理すると、次のとおり、 捜査段階及び公判段階において、否認と自白を繰り返していて、激しく供述が変遷していることは明らかである。

昭和24年8月1日 逮捕 否認

8月4日 勾留質問 否認

その後の取調べ 否認

8月20日 単独犯行を自白

8月23日 起訴

起訴後の取調べが続く

10月14日 他の被告人との共同犯行を自白

11月4日第1回公判

11月21日第3回公判 公判廷で単独犯行を自白

昭和25年2月22日第22回公判 公判廷で否認

6月30日第54回公判 公判廷で単独犯行を自白

8月11日第一審判決

8月15日 控訴 無実を訴えると、控訴申立書に記載 12月11日 弁護人正木ひろしが控訴趣意書提出 認定事実も情状も争わず、適用法条を争うのみ

昭和26年3月30日 控訴審判決

その後上告して、以後は一貫して無罪を主張

この自白の問題点については、本書面の新旧全証拠の総合評価において詳細に検討するところであるので、ここでは述べない。

しかし、このように自白と否認が交錯し、自白においても単独犯行と共同犯行で自白の重要な部分が変遷していることは、自白の信用性に重大な疑問を生じさせる要素であることは明らかである。

過去に確定審において無罪となった事案、再審において無罪となった事案で、このように自白と否認が交錯している事案は、次のとおり枚挙にいとまがないことを指摘しておく。

大森勧銀事件、鹿児島ホステス殺人事件、八海事件、青梅事件、小島事件(静岡、強盗殺人)、免田事件、梅田事件、松山事件、布川事件

なおここにおいて自白と否認の交錯とは、当初否認していたものが捜査段階で自白して、起訴後に公判廷で否認した場合ではなく、否認→自白→否認→自白→否認というように、否認→自白→否認が繰り返されている場合を意味している。

#### (4) 自白の補強証拠(紙紐が唯一の物証であること)

本件において竹内の自白による電車の起動、発車方法について、これを裏付けている 唯一の物証は、本件第1車輛の主幹制御器と左側扉との間の堆積物中から発見された荷 造り用紙紐が2本だけである(前記昭和24年8月22日付検察官磯山利雄ら作成の検 証調書に記載)。

しかし発見された紙紐には、その紙紐と竹内を結びつける証拠価値はないので、紙紐の存在は、これのみで竹内が犯人であることを推認させる証拠ではなく、竹内の自白の信用性が認められる場合に竹内の自白を補強する証拠として限定された証拠価値が認められるに過ぎないものである(自白の信用性に寄りかかっていると言う意味で、「寄りかかり証拠」である)。

加えて、この紙紐は、竹内の自白に基づいて捜索したところ発見されたものではない。 既に紙紐が発見され、捜査官がこの紙紐が犯行に使用されたと想定している段階で、竹 内がこれに沿う自白をしたに過ぎないものである。

したがって秘密の暴露に類する証拠価値が全くないことも明らかである。

本件では、検察官から提出された針金8本が証拠物として第一審裁判所によって領置 されているが、第一審判決は、これらの針金を竹内の犯罪事実を認定するにあたって証 拠として挙示していない。

これらの針金がコントローラーの鍵を開けるために使用されたものかどうか明らかにする証拠はなく、これらの針金が自白の補強証拠になっていないことは明らかである。 その他、本件において竹内の自白による電車の起動、発車方法についてこれを裏付ける物証は存在しないし、竹内の自白について秘密の暴露も存在しない。

# (5) 犯人が一人でも本件事故を発生させることが可能かどうか

確定判決は、前記のとおり「この事故は1人でも発生せしめることが可能であって、 数人の共謀によらなければ、実行することができないこととは考えられないこと」と判 示しているが、この事実をいかなる証拠に基づいてどのような論理で事実認定したのか 何ら判示していない。

第2審の結審時において竹内は自分の単独犯行を争わず、他の被告人も検察官も、単独の犯人では本件事故を発生させることが不可能であるとは主張していなかったため、前記事実認定の理由が示されなかったものと考えられる。

この事実が認められれば、竹内の単独犯行による自白を補強する事実となるから、この事実認定を裏付ける証拠は自白の補強証拠と評価できることになる。想定できる証拠としては昭和24年8月22日付検察官磯山利雄ら作成の検証調書、昭和24年10月31日付検察官事務取扱副検事田中義美ら作成の検証調書(起動実験の検証調書)、紙紐の鑑定書などが考えられるが、どのような論理で前記事実認定に至ったのかは不明である。

ただこの事実が認められるとしても、複数の犯人による犯行が否定されるわけではないから、これのみで竹内が犯人であることを推認させるような証拠価値はない。

竹内の自白の信用性が認められる場合に竹内の自白を補強する証拠として証拠価値が 認められる自白の「寄りかかり証拠」に過ぎないものである。

弁護人らは、本再審請求において、新証拠に基づき、単独犯行によって本件事故を発生させることが不可能であったことを論証している。

単独犯行によって本件事故を発生させることが不可能であれば、竹内の単独犯行による自白が成り立たなくなるので、自白の信用性が否定されることになる。

したがって前記事実の成否は、本再審請求における重大な争点となる。

#### (6) 自白の任意性について

確定判決は、冒頭で判示した前記八において、「本件の捜査過程において、被告人ら及び弁護人らの主張するような検事の強制、拷問、脅迫による取調又は刑務所関係官らの不当行為は認める余地がないこと」と判示している。

本再審請求において、弁護人らは自白の任意性が否定されることを論証しており、自白の任意性の成否も本件再審請求における争点である。

#### (7) Hの公判供述について

事故当日、事故後と思われる時間帯に竹内が三鷹駅正門前の道を武蔵境の方から家の

方へ行くのに出会ったというHの公判供述(第23回公判)が存在する。

しかしながらこの供述は、犯行現場で、犯行時刻に竹内を目撃したという供述ではなく、犯行後の時間帯に、三鷹駅正門の道を竹内が歩いているのに出会ったという供述である。

したがってHの目撃供述の信用性の問題をさておくとしても、H供述によって竹内が犯人であることが強く推認できるという関係はなく、竹内が犯人である可能性があるという程度にとどまるものであり、情況証拠としての推定力は弱い類型に位置付けられるものである。

なおHの目撃供述は、夜間、短時間の目撃であるし、捜査段階の初期供述が開示されていない点など不明な点があり、その信用性には重大な疑問が有る。

この点については新旧全証拠の総合評価で論じるところである。

#### (8) 犯行動機の形成原因事実

前記犯罪事実の二には、つぎのとおり動機の形成原因となる事実が挙げられている。

竹内が人員整理反対闘争運動の渦中にあって、三鷹電車区分会執行部の方針を強く支持していたこと、入庫中の電車の車体側面に馘首反対の落書きを行ったこと、第二次整理により自分も解雇の通告を受ける窮境に立たされたため、いよいよストライキに持っていかなければならぬと考えたこと、同分会内部では「モーターに水をかけろ」、「油に砂を入れろ」「一旦停止で脱線させろ」という先鋭的な言葉がかわされ、更にその悪化した雰囲気を反映して、7月14日頃には同電車区仕業詰所等において、「電車をグラウンドに落とせ」と口走るものもあって、竹内の耳にも直接これらの言葉が伝っていたが、同月15日午後2時頃組合事務所内で「今日あたり立てば全国一斉に立てる」、「今日あたり何とかしなければならない」と急進的なことを云うものがあったので、竹内もこれを受けて、「みなが立つなら、おれ一人でもストの状態を起こしてやる」ともらしたこと、こうして電車区の各所で多数の組合員が激こうし、当局の措置に対し不満の言葉を放っていたので、竹内の脳裏には深くこれらの言葉が刻まれていたことなどである。

しかし第一審判決が、これらの事実を認定した証拠として挙示しているのは、竹内の 公判廷における供述(第13回公判、第54回公判)と竹内の昭和24年8月30日付 検事平山長に対する供述調書だけである。

これらの竹内の供述は自白の一部であり、自白の信用性が否定されればこの供述の信用性も否定されることになるから、直接証拠である自白とは別の情況証拠と評価できないものである。

#### 3 小括

以上のとおり、本件事故電車が自然に発車したものではなく、人為的な方法で起動、発車、暴走して死傷の結果を生じさせたことについては、多くの証拠が存在する。

しかし竹内が本件事故電車を発車させた犯人であることを推認させる証拠は竹内の捜査

段階及び公判廷における自白しかない。

捜査段階、公判段階を通じて否認と自白が交錯していて、自白においても確定判決が認 定する竹内の単独犯行とは異なる他の被告人との共同犯行を自白していた時期も存する。

自白による本件事故電車の起動、発車方法について、補強証拠となっている物証は発見 された紙紐だけであるが、これは自白の「寄りかかり証拠」に過ぎない。

自白について秘密の暴露は存在しない。

確定判決は、犯人が1人でも本件事故を発生させることが可能であると判示しているが、 根拠となる証拠と理由が何ら示されていない。

この事実が認められれば、単独犯行による自白を補強する事実となるが、複数犯行を否定するものではなく、この事実を根拠付ける証拠も自白の「寄りかかり証拠」に過ぎない。 したがってこのような自白の信用性は類型的にも低いと言うべきである。

唯一の情況証拠は、事故後と思われる時間帯に竹内が三鷹駅正門前の道を武蔵境の方から家の方へ行くのに出会ったというHの公判供述であるが、犯行現場における犯行前後の目撃供述とは異なり、竹内が犯人であることを推認させる推定力は弱いものである。

よって本件確定判決の罪となるべき事実は、竹内と犯人の同一性について、極めて脆弱な証拠によって認定されていると言うべきである。

#### 第3 新証拠による旧証拠の弾劾・第2車輛のパンタグラフの上昇

1 第2車輛のパンタグラフが上昇した原因、機序

#### (1) 問題の所在

本件事故車輛は、事故後の検証時に第1車輛と第2車輛のパンタグラフが 上がっていた(昭和24年8月22日付検証調書、同年7月16日午前1時 より同月20日午後1時まで実施)。

一方確定判決は、罪となるべき事実において、竹内景助が、先頭車(第1車輛)の運転室内に入って、電車を発車させるための操作をして、最後に第1車輛のパンタグラフ用上げ紐を引いて第1車輛のパンタグラフを上昇させ、やがて室内燈がつき、コンプレッサー(圧縮機器)が音を発したので、竹内は直ぐ運転室を出て先頭車から飛び下り、その場を逃げ去ったところ、間もなく運転者のいない電車がその場から発進して暴走したと認定している。

したがって確定判決の認定よれば、電車を発車させた際には第1車輛のパンタグラフだけが上昇していたことになるので、第2車輛のパンタグラフが上がった原因、機序について解明することが必要になる。

# (2) 確定判決の挙げる証拠

# ア Yの説明

三鷹事件当時東京鉄道局の職員で、事件の翌日から事故調査に従事したYは、第一審の第30回公判で、第2車輛のパンタグラフが上がった原因について、

「これは階段に激突いたしまして、脱線転覆してああいうような運動を起こした。その 運動の途中において、何ものか空中のものがあの摺板体に軽い衝撃を受けて、そのはず みにバネが外れて上昇したものであると、結論はそういう考えを持っています。」

「それだけの大破壊して、もし上がっておったとすれば大破すべきが当然でありまして、ところが別に一点も損傷しておりません。ただ、僅かに摺板体の NO.1 の中央部に木片のようなもので打撃した跡がありまして、その木片の細かい跡が残っておりますが、これは極く微弱な力でやられたもので、おそらく空中で電柱が半分に折れまして、その断片がブラブラしておりまして、これに触れたんじゃないかという、そういう判断をもっております。」

#### と証言している。

すなわちYは、電車が階段に激突し、脱線転覆する運動の途中において、何ものか空中のものが摺板体に軽い衝撃を与えてそのはずみでバネが外れてパンタグラフが上昇したもので、おそらく電柱が折れてその断片がブラブラしていて、ごく微弱な力で摺板体に触れたのではないかと判断している。

#### イ 検証調書の説明

一方前記昭和24年8月22日付検証調書には、本件事故車両の第2車輌のパンタグラフについて、「上昇したままで破損している。即ち前側摺板体の略々中央炭素が欠損し、

その周辺に微少の木片が1個付着している。以上の状況と前記本件車輌パンタグラフ上 げ紐の状態並びに後部各パンタグラフの上昇していない状況などを総合判断するときは 本パンタグラフの上昇が上げ紐又はスイッチ等によるものではなく脱線の際先頭車のた め折損垂下した電柱などの衝撃を受けてクラッチが外れ上昇したものと認められる。な お本クラッチの鈎部も略々80度の鋭角を保っている(写真第9,第10参照)」と記述 されている。

すなわち同検証調書では、第2車輛のパンタグラフが上昇した原因について、脱線の際に先頭車と衝突して折れた電柱などの衝撃を摺板体が受けてクラッチが外れて第2車輛のパンタグラフが上がったと判断している。

#### ウ 両者に共通する内容

したがってYの説明も同検証調書の説明も、脱線の際に何ものかが摺板体を打撃して、 その衝撃でクラッチ(又はバネ)が外れてパンタグラフが上昇したものと認められると いう限度では共通している。

そこでこれらの説明が、本件電車の構造、特に第2車輛のパンタグラフの摺板体など、 パンタグラフ関連装置の破損状況などに照らして科学的に正当なものかどうかが問題と なる。

### (3) 曽根鑑定人への鑑定依頼(鑑定事項第1)

弁護人らは、東京大学名誉教授、工学院大学客員教授の曽根悟氏(以下「曽根鑑定人」という。)に鑑定を依頼した。曽根鑑定人は電気鉄道、交通システムに関する多数の論文を発表し、その実用化への多大な貢献に対し、1996年に電気学会産業応用特別賞、学術賞を受賞している。また1998年から1998年に東日本旅客鉄道株式会社の鉄道安全研究推進委員会委員、2005年から現在まで西日本旅客鉄道株式会社の社外取締役を務めている。

鑑定事項の第1は、前記Yの証言や前記検証調書の説明に共通する「脱線の際に何ものかが摺板体を打撃して、その衝撃でクラッチ(又はバネ)が外れてパンタグラフが上昇したものと認められる」という判断が正当かどうかである。

#### (4) 曽根鑑定人の結論と理由

曽根鑑定人は、上記鑑定事項の第1に対して、脱線の際に何ものかが摺板体を打撃して、その衝撃でクラッチ(又はバネ)が外れてパンタグラフが上昇したものと認められるという判断は正当でないと結論付けている。

前記写真は、昭和24年8月22日付検証調書添付の写真9であり、検証時に第2車輛のパンタグラフは上がっている状態であった。パンタグラフの摺板などに、破損した電柱や電線などが接触しているように見える。

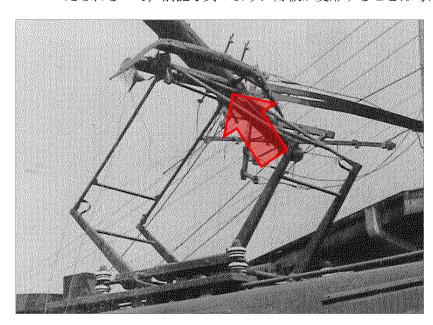
上記写真は、同検証調書添付の写真 10 であり、写真 9 の上昇しているパンタグラフ

を下降させて上から見た状態である。

上記写真は、写真 10 を拡大したものであり、赤く囲んだ部分のパンタグラフの舟板が 変形し、舟板の上に取り付けられているはずの摺板体が脱落している。

同写真によると、舟板が上向きに凸損する形で変形して摺板が脱落しているので、この舟板の変形や摺板の脱落は、パンタグラフが上昇した後に質量が小さいものとの衝撃によって下部からの力を受けて変形、脱落したものと考えられる。

前記写真の様にパンタグラフが下降している状態では、破損した電柱や電線などの一部が摺板体に衝突したとしても、上から下方向または前から後ろ方向に力が加わると考えられるので、前記写真のように舟板が変形することは考えにくい。



一方、左の写真のようにパンタグラフが上昇している状態であれば、破損した電柱や電線の部品など、質量の小さいものが下から上方向にパンタグラフの舟板に衝突し、写真 10 のような変形や脱落が生じることは十分に考えられる(なおこの写真中の赤矢印は、下から力が加わった場合のイメージを示しただけであ

り、力が加わった方向を正しく記載したものではない)。

したがって、パンタグラフが初めから上昇していた状態で、舟板の変形および摺板の脱落が発生したと考える方がはるかに自然であり、脱線の際に何ものかが摺板体を打撃して、その衝撃でクラッチ(又はバネ)が外れてパンタグラフが上昇したものと認められるという判断は、正当でない(図解電車、パンタグラフ(PS13B形)16-29頁、特に19図20頁参照)。

上記のとおり、舟板が凸損して摺板体が脱落していることからすると、下から上方向の力によって舟板の変形と摺板体の脱落が生じたことは明らかであり、パンタグラフが下がっている状態では物理的にこのような力を加えることはできない。したがってパンタグラフが上昇している状態で、破損した電柱や電線の部品など、質量の小さいものが下から上方向にパンタグラフの舟板に衝突し、舟板が変形して摺板体が脱落したことは明らかである。

なお本件車輛が暴走時にパンタグラフが2か所上がっていたことは、目撃者の供述と も合致している。 Uは本件車輌の前の方で2回スパークしたのを見て覚えていると証言している(第7回公判、三鷹事件公判記録4巻54頁)。

#### 2 第2車輛のパンタグラフを上昇させる方法

#### (1) 問題の所在

以上のとおり、第2車輛のパンタグラフは脱線、衝突の前から上昇していたことになり、一方、本件事故車輛が事故発生前、三鷹電車区の1番線に入庫した後、パンタグラフが全て下がっていたことは構内運転手の供述に基づいて検察官も認めていた事実である。

したがって第2車輌のパンタグラフを上昇させたのは、本件事故車輌を発車させた犯人ということになり、犯人は本件事故車輌を発車させるために、第1車輌のみならず第2車輌のパンタグラフも上昇させたことになる。

そこで運転室内において、どのような操作をすれば、第1車輛と第2車輛のパンタグラフを上昇させることができるのかが問題になる。

# (2)鑑定事項第2の1と2

弁護人らは曽根鑑定人に対し、次の鑑定事項について鑑定を依頼した。 (鑑定事項第2)

- 1 運転室内の操作で第1車輛と第2車輛のパンダグラフだけを上昇させるには、どのような操作が必要でしょうか。
- 2 本件事故車輛を発車させた犯人が第1車輌の運転室内の操作で、第1車輌と第2車輌のパンタグラフだけを上昇させることは可能でしょうか。

#### (3) 曽根鑑定の結論と理由

鑑定事項第2の1と2に対する鑑定結果は次のとおりである。

「1 第 1 車輛の運転室においてパンタグラフ降下状態を保持するクラッチを引き外す ための引紐を用いてパンタグラフを上昇させ、第 2 車輛の運転室においても同様の方法 でパンタグラフを上昇させる方法(第 1 車輛と第 2 車輛の操作の順序は問わない)、

若しくは、第 1 車輛のパンタグラフを引き紐によって先に上昇させ、制御電源及び圧縮空気が使用可能になっていれば、第 2 車輛の運転台でパンタグラフ上昇用の電磁弁を操作して、第 2 車輛のパンタグラフのみを上昇させる方法が考えられる(この場合でも第 1 車輌と第 2 車輛の操作の順序は問わない)。

2 第1車輌の運転室内の操作だけで,第1車輌と第2車輌のパンタグラフだけを上昇させることはできない。」(曽根鑑定書4頁)

以上のとおり、第1車輛の運転室内の操作で、第1車輛のパンタグラフと第2車輛のパンタグラフだけを上昇させることは不可能である。

第2車輛の運転台において、引き紐によって第2車輛のパンタグラフを上昇させるか、 第2車輛の運転台において、パンタグラフ上昇用の電磁弁を操作して第2車輛のパンタ グラフのみを上昇させることが必要になるのである。

もし犯人が単独犯であれば、第1車輛のパンタグラフを上昇させた後で、電車から降りて第2車輛の運転台まで移動してそこで電車に乗り込み、上記のような操作をすることが必要になる(第1車輛から第2車輛に電車を降りずに移動することはできない。昭和24年8月22日付検証調書添付の写真8)

第1車輛のパンタグラフを上昇させた後、僅かの時間で電車が移動を開始することを考えると、電車から降りて移動中に電車が動き始める危険性があり、単独犯で上記のような行動をするのは不可能である。

したがって犯人が複数犯であったことが強く推認される。

#### 3 犯人が第1車輌だけでなく第2車輌のパンタグラフも上昇させた意味

#### (1) 問題の所在

本件事故車輛について、第1車輛のパンタグラフを上昇させただけでも、電車が発車 することは明らかなので、第1車輛だけでなく第2車輛のパンタグラフも上昇させるこ とにどのような意味があるのかが問題になる。

#### (2) 鑑定事項第2の3

そこで弁護人らは曽根鑑定人対し、次の鑑定事項について鑑定を依頼した。

(鑑定事項第2の3)

本件事故車輛を発車させた犯人が速やかに高速で走行させることを想定していたとすると、第1車輛だけでなく第2車輛のパンダグラフも上昇させることにどのような意味があるでしょうか。

#### (3) 曽根鑑定の結論と理由

上記鑑定事項に対する曽根鑑定書の結論は以下のとおりである。

「主回路用高圧電源が引き通されていない編成の場合、若しくは各電動車に設置されている開閉器の操作によってこれと同等の機能になっている編成の場合には、主幹制御器からの指令に従って加速などの動作が起きるのはパンタグラフが上昇している電動車のみであり、その場合第1車輛のパンタグラフだけが上昇している状態であれば、速やかに加速することができない。

したがって犯人が主回路用高圧電源が引き通されていない編成、若しくはそれと同等の機能の編成の場合を想定していたとすると、第1 車輌だけでなく第2 車輌のパンダグラフも上昇させることは、4 電動車中2 電動車に加速動作をさせ速やかに高速で走行させるという意味がある」(曽根鑑定書4 頁)。

曽根鑑定人は、その理由について、次の様に述べている。

「本件事故車輛の電動車は全て 63 型電車であり, 63 型電車には, 主回路用高圧電源が引き通された編成 I の場合と, 主回路用高圧電源が引き通されていない編成 II の場合がある。さらに, 主回路用高圧電源が物理的には引き通されていても, 主回路の開閉器に

よって、パンタグラフ上昇車輛のみが電動車として機能するように設定された編成IIIの場合がある。なお、編成IIIIの場合、機能としては編成IIIと同等であるから、以後編成IIIには編成IIIIも含めるものとする。

編成 I の場合, どれか一つでもパンタグラフ が上昇していれば, 編成の全電動車が主幹 制御器からの指令に基づいて一斉に加速などの動作を行う。

編成IIの場合,主幹制御器からの指令に従って加速などの動作が起きるのはパンタグラフが上昇している電動車のみである(電車制御ツナギ解説,第 2-66 図 99 頁で主回路ジャンパ連結器 570 が接続されていないか,接続されていても元断路器 555-2 が開放されている場合)。

したがって編成Ⅱの場合,第1車輛のパンタグラフだけが上昇していると加速などの動作が起きるのは第1車輛のみであり,速やかな加速が得られない。

電車の構造上はどちらの編成も可能であるが、実際の運用によって、どちらかの編成が 取られていたと考えられる。」(曽根鑑定書8,9頁)

鉄道省の作成した電車脱線転覆事故の調査報告書15頁には、本件事故車輛の想定される速度は、3/ッチの場合、時速69キロメートルに53秒で達し、走行距離が669m(各車断流器が同時に働いた場合)と記述されているので、これを前提にすれば、本件事故車輛は主回路用高圧電源が引き通された編成(1)で、全電動車が主幹制御機からの指令に基づいて一斉に加速を行う状態にあった可能性が高いと考えられる。

しかしながら曽根鑑定人が指摘するとおり、「電車の構造上はどちらの編成も可能であるが、実際の運用によって、どちらかの編成が取られていたと考えられる。」ので、犯人が編成 I であることを知らなければ、「第 1 車輛だけでなく第 2 車輛のパンダグラフも上昇させたことは、4 電動車中 2 電動車に加速動作をさせ速やかに高速で走行させるという意味がある。」のである。

竹内は三鷹電車区の運転手であったから、本件事故車輛が主回路用高圧電源が引き通された編成であることを知っていたはずであり、竹内景助が犯人であれば、第2車輛のパンタグラフを上昇させることはなかったはずである。

したがってこの事実から、犯人は三鷹電車区の編成が実際にどのような運用になっているか知らなかった者、三鷹電車区の運転手ではない者であると推認されるのである。

#### 4 曽根鑑定が確定判決の事実認定に及ぼす影響

### (1) 実行行為に関する事実認定の誤り

確定判決は、罪となるべき事実において、竹内が、先頭車(第1車輛)の 運転室内に入って、電車を発車させるための操作をして、最後に第1車輛の パンタグラフ用上げ紐を引いて第1車輛のパンタグラフを上昇させ、やがて 室内燈がつき、コンプレッサー(圧縮機器)が音を発したので、竹内は直ぐ 運転室を出て先頭車から飛び下り、その場を逃げ去ったところ、間もなく運 転者のいない電車がその場から発進して暴走したと認定している。 しかし第2車輛のパンタグラフは、電車を暴走させた犯人が上昇させたものであり、第1車輛の運転台の操作だけでは、第2車輛のパンタグラフを上昇させることができないのであるから、実行行為についての確定判決の事実認定に重大な誤りがあることは明らかである。

確定判決は竹内景助の自白調書(検事平山長に対する昭和24年9月5日付供述調書)などに基づいて上記事実を認定しているが、かかる自白調書の信用性が大きく減殺されることも明らかである。

#### (2) 単独犯で犯行は不可能

第2車輛のパンタグラフを上昇させるためには、第1車輛のパンタグラフを上昇させた後で、電車から降りて第2車輛の運転台まで移動してそこで電車に乗り込み、第2車輛のパンタグラフを上昇させる操作を行うこと必要である。

第1車輌のパンタグラフを上昇させた後、僅かの時間で電車が移動を開始することを 考えると、単独犯で上記のような行動をするのは事実上不可能である。

したがって犯人が複数犯であったことが強く推認される。

確定判決は竹内景助の単独犯による犯行を認定しているが、単独犯で第1車輛のみならず、第2車輛のパンタグラフも上昇させるのは事実上不可能であり、単独犯による犯行という確定判決の事実認定に誤りがあることは明らかである。

#### (3) 犯人は三鷹電車区の運転手ではない

犯人が、第1車輛だけでなく第2車輛のパンダグラフも上昇させた事実から、犯人は 三鷹電車区の編成が実際にどのような運用になっているか知らなかった者、三鷹電車区 の運転手ではないことが推認される。

竹内は三鷹電車区の運転手であったから、本件事故車輛が、主回路用高圧電源が引き通された編成であることを知っていたはずであり、犯人が第1車輛だけでなく第2車輛のパンダグラフも上昇させた事実は、竹内が犯人ではないことを強く裏付けている。

#### 5 小括

以上のとおり、新証拠である曽根鑑定書によって実行行為に関する確定判決の事実認定 に誤りがあり、竹内の単独犯行が否定されると共に、竹内景助が犯人ではない可能性が強 く示唆されることになった。

#### 第4 新証拠による旧証拠の弾劾・目撃証言

1 はじめに(目撃証言に信用性がないこと)

第一審判決は、事件当夜に竹内を見たとの第23回公判におけるHの証言を有罪認定の根拠の1つとし(刑集9巻8号1399頁)、確定判決も第一審判決のかかる判断を是認している(刑集9巻8号1603頁)。

即ち、H証人は、事件当日である 1949 (昭和 24) 年7月 15 日の夜に三鷹駅着の電車で 三鷹駅に着いた後、三鷹駅電車区において、その正門前の道を武蔵境の方から自宅に行く 竹内を見たという趣旨の証言をしているところ、確定判決はこれを有罪認定の根拠として いるのである。

これに対し、H証人のかかる目撃証言に全く信用性がないことを証するものとして以下の2つの新証拠がある。

- ① 自然科学研究機構国立天文台長からの回答書
- ② 甲の供述録取書

もともとH証人の上記目撃証言は到底信用できないが、上記各新証拠によって、上記目撃証言に全く信用性がないことが明らかになったといえる。

以下詳述する。

#### 2 証拠構造上の位置づけ

前述(第1章第2の2(7))のとおり、このH証言は、仮にこの証言の信用性の問題を措いたとしても、犯行後の時間帯に犯行現場の近くで竹内を見たという供述でしかなく、列車暴走事件との間には時間的にも場所的にも離隔があるのであり、よってそもそも竹内の犯人性を基礎づけるものとは到底いえない。

しかもこのH証言は以下に述べるとおり、信用性が全く認められないものである。

- 3 H証言が信用できないこと
  - (1) H証人の目撃の環境
    - ア 目撃当時の明るさ
    - (ア) 一審第 23 回公判期日におけるH証言によれば、Hは、電車に乗って午後9時過ぎに三鷹駅に着いた後、電車から降りずにそのまま三鷹電車区まで乗って行き、電車を降りた後、修繕場・風呂場を通って正門のところにきたときに竹内に会ったという。

しかしH証言によれば、Hが風呂場の前に来たときに停電し、その後すぐに電気が 点いたがまたすぐに消え、Hはその暗い中を歩いて行き正門に至ったところで竹内を 見たというのである。即ち、Hが竹内を見た当時、電車区は停電の最中だったのであ る。H証言によれば、この停電とは具体的には、電車区の建物その他の電気が全部消 えた状態であり、つまり、独自の照明がなければ真っ暗ということになる。

ところで正門のそばには街灯があるが、その街灯が点いていたかというと、H証言

によれば、その点灯の有無についてHには一切記憶がない。

即ち、検察官から

「正門のそばに街燈がありますが、その燈でみたわけですか。」

と問われたのに対し、

「よく覚えておりません」

と言い、また、反対尋問において小沢弁護人から

「街燈でもついておりましたか」

との質問に対し、

「自分は街燈がついていたかどうかよくわからない」

と答えている。

つまりHの目撃当時、街燈が点いていたとの証拠はない。

とすると結局、電車区内の停電も含めて、Hが竹内を見たと言っている当時その場所は実際には電気の灯りが全くない状態だった可能性があるのである。

(イ) しかも、以下の通り、Hの目撃当時、月明かりが全くなかったことも新証拠によって 明らかになった。

即ち、東京弁護士会は、2011 (平成23) 年1月11日付けで自然科学研究機構国立天 文台に対し、事件当夜のJR三鷹駅における月の出入り及び月齢を照会した。

これに対し国立天文台長から、同年 1 月 20 日付けで、次のとおりの回答があった。(新証拠 2 の 1 )

「7月15日 月の出: 22時04分、この時の月齢19.1」

本件当時はサマータイムが実施されていたが、この回答は現在と同じ時刻表記であってサマータイム表記ではない(新証拠2の2)ので、この月の出の時刻を当時実施されていたサマータイム表記に直すと、午後11時04分となる。

前述の通り、Hが竹内を目撃したのは7月 15 日のサマータイム表記の午後9時過ぎであり、したがってかかる時間帯は、月が出る約2時間前、すなわち月が未だ出ていない状態だったのであり、よってHのいう目撃時刻当時には月明かりがなかったことが上記証拠から明らかになったのである。

H証人の目撃の環境が、電気の灯りが全くない状態だった可能性があることは(ア)の通りであるところ、その上今般、月明かりが全くなかったことが明らかになったのであり、以上よりすれば、Hの目撃環境が真っ暗だった可能性が一層明らかになったのである。

#### イ Hと被目撃者との距離

H証言によると、Hと被目撃者(H証言によれば竹内)との距離は5メートルくらいあったとのことであり、昼間でない時間帯に人の同一性を判別するのに必要な距離としては相当に離れている。

しかもアで検討した如く停電下でかつ月明かりもなければ、5メートルという距離

は、人の同一性を判別することは不可能であるといわざるを得ない。

尤も、街灯が点いていたか否かについては証拠上確定されていないが、仮に街灯の みは点いていたとしても、推測される 1949 (昭和 24) 年当時の街灯の照度からすれ ば、5メートルという離隔は、人の同一性を判別できる距離ではない。

#### ウ Hが目撃した角度

H証言によると、Hは、自身が風呂場の方から、即ち電車区の中から正門の方に歩いていったときに、前の道を武蔵境の方から竹内宅の方に歩いていた竹内を見たとのことである。

即ちHは、被目撃者と正面から向かい合ったわけではなく、前の道を右から左に歩いていく対象を見たに過ぎないということになり、とするとHの目撃した角度は、人物の同一性を判別するのに適切な角度ではない。

#### 工 目撃時間

H証言によればHは、被目撃者を見た際、「オス」と言っておじぎをしたところ、被目撃者は、頭をちょっと下げた気がするがその点についてよく記憶があるわけではなく、そのまま真すぐに歩いて行ったとのことであり、かかるやりとりの時間を推察すると、どんなに長く見ても数秒である。

これは、人物の同一性を判別するのに決して十分な時間ではない。

#### オまとめ

以上の通り、Hが被目撃者を見た環境は、明るさが十分でなかったどころか著しく暗く、更に真っ暗であった可能性もあり、また、5メートルも離れた上で被目撃者を側面から、長くても数秒間見たに過ぎないのであり、かような目撃環境は、人物の同一性を的確に判別するには全く足りないといわざるを得ない。

# (2) 初期供述の不明

Hの目撃証言は事件当日の1949 (昭和24) 年7月15日に目撃した状況に関するものであるが、その件で最初に警察に取り調べられた時期についてHは、よく覚えていないという。

Hが取調べの初期段階でどのような供述をしていたかはH証言の信用性を判断するに あたって極めて重要であるところ、確定判決は初期供述の内容について全く吟味してい ないばかりか、そもそも初期供述の内容は訴訟記録上全く明らかになっていない。

最初に警察に取り調べられた時期についてHは法廷で、

問「8月2日、八王子検察庁で。」

#### 答「その前ですね。」

とのやりとりをしており、8月2日の前に警察の取調べを受けていることが明らかであるが、この警察の取調べにおけるHの供述内容は全く明らかでないのである。

かように、初期供述が全く不分明の状態で、事件から7か月も経過した後の1950(昭和25)年2月に検察官の主張に沿う証言をしているからといって、そのようなH証言を

信用することは全くできない。

#### (3) 目撃記憶の存在自体の不自然性(創作の可能性)

ア Hは主尋問において、竹内を目撃した後、盆踊りに行った際に列車暴走事件のことを隣の子どもから聞き、更にその後の11時半ころに叔父と「竹内君にあったので、まさか」と話し合ったと証言している。

かようにHは竹内に焦点を当てて同人を見たという証言しかしていないが、Hが三 鷹電車区で電車を降りた後帰宅するまでの間、同人がすれ違ったり目撃したりした国 鉄ないし三鷹電車区の関係者が竹内のみだったとは考え難い。

即ち、Hは、午後9時過ぎに三鷹電車区を6番線から南西端の正門までずっと歩いているのであり、その間に同電車区内で他にも多くの人物とすれ違い、目撃をしている筈である。

また、H証言によれば、この日は、正門から2、3分のところにある空き地で盆踊りがあったとのことであり、その盆踊りの行き帰りとして歩いている者も、電車区内外に多くいたであろうことも想像に難くない。

とすると、事件の発生を認識しない状況でHが出会った者は何人もいたはずであり、 その中で特に竹内の目撃のみが記憶されたというのは極めて不自然である。

しかもH証言によると、Hが目撃した当時の被目撃者 (Hによれば竹内) の様子は、変な感じを全然受けなかったというのであり、かかる点に鑑みれば、特に竹内のみが記憶に残るということの不自然性は一層際立つ。

以上よりすれば、このH証言はそもそも、誰かを竹内と見誤ったというものですらなく、捜査機関から強い誘導を受けて、特段の記憶のないところに竹内を目撃したという供述を創作させられたのではないかという極めて強い疑いがある。

これに加えるに、H証言によると、Hは竹内を見て「オス」と言ったとのことであるが、年齢も職位も下であるHが竹内に対して「オス」というあいさつをするなどというのは、上下関係を重視する国鉄で働く者の常識からすれば著しく不自然な行為態様なのであり、かかる不自然性をもふまえると、このHの一連の目撃証言は、Hから任意になされた供述ではなく、捜査機関の強い働きかけによって創作された可能性が強いといわざるを得ない。

イ 事件当時国鉄職員だった甲は、1956(昭和31)年6月23日に、このH証人について次の通り供述していることが新証拠によって明らかになっている(新証拠3)。

「日付はわかりませんが、…Hは、『竹内に正門前で会ったと云うように実は警察に云 わされたんだ。そしてあんまりうるさいから田舎え帰る』というようなことを云って おりました。」。

つまり、事件当夜に正門前で竹内を目撃したというH証言は、警察の働きかけによって言わされたものなのであって、真実その旨の目撃をしたわけではなかったということである。

かかる甲供述は、アで提示した目撃記憶の存在自体の不自然性、すなわち供述が創作された可能性にまさに正面から応えるものであり、かかる新証拠により、もともと信用性の極めて疑わしいH証言の信用性は、完全になくなったということができる。

# 第2章 新旧全証拠の総合的再評価

#### 第1 竹内の供述の変遷及び自白の任意性の不存在

#### 1 はじめに

第一審判決は、同審の第13回公判及び同第54回公判の被告人質問における竹内の供述、並びに、1949(昭和24)年9月5日付け外4通の竹内の検察官調書を有罪認定の証拠とし(刑集9巻8号1392~1398頁)、確定判決も第一審判決のかかる判断を是認している(刑集9巻8号1603頁)。

これらの竹内の供述証拠は竹内が単独で列車暴走事件を起こした旨を自白する内容となっているものであるが、以下に述べるとおりこの自白には任意性が全くない。

竹内は本件について刑事訴追される過程で自らの供述を7回も変転させており、かかる 多数回の変遷の事実自体が竹内の自白の任意性の欠如を徴表しているが、以下、まずその 供述の変遷の経緯を見た上で、その後に竹内の上記自白に任意性がないことを明らかにす る。

#### 2 竹内の供述の変遷の過程

本項では、竹内の供述の変遷の経緯を明らかにする。

(1) 1949 (昭和 24) 年8月1日の逮捕から勾留満期直前まで(否認)

事件は1949(昭和24)年7月15日に発生し、その約2週間後の同年8月1日に竹内は逮捕されたが、竹内は、逮捕の後勾留に至っても事件への関与を一切否定していた。

- (2) 同年8月20日(単独犯行の自白)
  - ア ところが起訴直前の同年8月20日、竹内は同日付の検察官調書をもって、自身が単独 で列車を発車させ暴走させた旨の自白をした。
  - イ この自白は、逮捕から 19 日経過し身柄拘束が長期に及んだ結果なされたものであり、 この 19 日間には次のような経過があった。

まず、同月 10 日ころにEが検察官の取調べにおいて本件の犯行を認める供述をしている (第3回公判E意見陳述)。

また、同月15日にはCが、竹内と共に本件を敢行した旨の自白を記載した検察官調書を作成されるに至った(一審第3回公判C意見陳述)

かように被疑者の中から自白をする者が出てくる中、竹内に対しても連日取調べが行なわれ、その取調べにおいて検事が竹内に「この人殺し奴」「Cは三鷹の方へ手をついて謝ったが、お前はまだ謝らないのか」等と侮辱的なことを言うなどもあり、竹内は、いくら正しいことを述べても検事は一向に聞く耳を持ってくれないとの思いから、「頑張れば頑張る程、不利な、悲惨な結果になる」と感じ、全てを自分が背負っていこうと考え、上記の通りの自白に至ったものである(第22回公判竹内意見陳述)。

即ち、自身が否認をしても、既になされている他の被疑者の自白によって自身も有罪 にされてしまうとの絶望感から、虚偽の自白をしたのである。 更に留意されるべきは、8月1日の逮捕後、同月20日の自白に至るまで、竹内が弁護人と接見したのがわずか2回に過ぎないことである(新証拠4・195頁、257頁)。現在では考え難いことであるが、この当時は刑訴法39条3項の接見指定が濫用され、起訴前勾留中、弁護人は被疑者と殆ど接見をできない状況にあったのである。本件において接見指定が濫用されていた状況については、一審の第1回公判期日で今野弁護人が、他の被疑者との接見に関してではあるが発言をしており(第1回公判調書)、当時接見指定が濫用されていたことは記録上明らかである。即ち竹内のこの単独犯行の自白は、長期の身柄拘束下にあるうえ弁護人との接見ができないという、極めて異常な状況においてなされたものなのである。

#### (3) 同年10月14日 (共同犯行の自白)

ア 竹内は同年8月23日、本件列車暴走事故につき、他の被告人と共同犯行に及んだもの として起訴をされた。

起訴後の同月24、25、及び26日、今野弁護人が竹内と接見をした。

しかしその接見において、竹内が唯一信頼を寄せられる筈の弁護人自身が、自白をさせられた竹内に対し、

「こう何人も自白調書を取られては、公判になってみんなで無罪だと言ってもむづかしい」

「共同正犯となるとへたをすると死刑が出ないとも限らない」

「だがね竹内君、一人だと言ってくれると、これは竹内君も助かるし他の者も助かる」 「竹内君が今の供述を守っていてくれたら、みんなも助かるし竹内君だって有期刑で十 年もすれば出られる」

等と言い、自白を翻して無実を主張してもその主張が認められないことを示唆する一方で、単独犯行である旨を維持すれば 10 年ほどで自由になれると誘導した(新証拠4・ $252\sim253$  頁、 $258\sim261$  頁)。

即ち竹内はこの時、自己の利益を擁護してくれる筈の弁護人から、虚偽の単独犯行自白を維持するよう奨励されたのである。

なお、8月20日に竹内が単独犯行を自白した後、この弁護人はその旨をマスメディアに公表し、同月27日にその旨が報道されている。即ち、朝日新聞が「無人電車の運転 竹内が自白 今野弁護人から公表」との見出しで、また、「アカハタ」も「共産党に関係なし 竹内氏、弁護人に語る」との見出しで、それぞれ報じている(新証拠5の1、同5の2)。かかる一事をとってみても、竹内に就いた弁護人が竹内の利益を考えず他の共同被告人の利益の確保にとらわれていたことが窺われる。

イ また、前記の接見指定の件と同じく現在では考え難いことであるが、竹内に対する取 調べは、起訴された後も継続された。

そしてその起訴後の取調べにおいて検事は竹内に対し、共同犯行であることを認める よう迫り、 「仲間の自白調書は共同犯行と本当のことを言っているのに、きみ一人が違うことを言っていると、そのためにAたちが死刑を食う」

等と、竹内が単独犯行説を維持すると共同被告人が死刑になると威迫して竹内を動揺させた。(新証拠4・253頁)

- ウ 以上のように、弁護人からは潔白を訴えることを止められる一方、検察官からは単独 犯行自白を維持していると共同被告人が死刑になる等の威迫をされた結果、竹内は同年 10月14日、検事宛て「上申書」の形で、他の被告人らとの共同による犯行である旨の 供述をするに至った。
- (4) 同年10月25日、同月28日(証拠保全手続・共同犯行自白の維持)

同年 10 月 25 日及び同月 28 日、証拠保全手続として相川裁判官によって竹内に対し、 証人尋問が実施された(一審第 38 回公判調書)。

ここにおいても竹内は、3の経緯によって形成させられた共同犯行の自白をしている。 この時も検事による竹内に対する取調べは継続中であり、竹内は完全に検事の威迫・誘 導の支配下にあったのである。

- (5) 同年11月21日 (第3回公判・単独犯行自白への転向)
  - ア 同年11月4日、本件の第1回公判期日が開かれた。

同期日において他の共同被告人は、取調べ時における捜査機関による供述の強要等を 訴え、弁護人らは公訴の無効ないし取消しを主張した(第1回公判調書)。

イ かかる対応を見た検事は、竹内が自白を翻して公判廷で否認に戻ることを懸念し、同 月7日及び11日に、府中刑務所の竹内を訪ねてきた。そして竹内に対し、

「共産党員はやはり否認したな」

「証拠が揃っているのにあんなことでは助かる命も助からない」

「絶対に一人だって無罪にはならん。否認などしたら重くされるだけだ」

等と言い、否認をしても無駄であるばかりか死刑になる可能性を示唆して威迫をした。 竹内は、検事のかかる威迫により、否認をする意思・意欲を完全に打ち砕かれた。

このため竹内は、自身の弁護人である今野弁護人からかつて受けたアドバイス、即ち、「共同正犯となると死刑が出かねない」「竹内の単独犯行と言ってくれると竹内も他の者も助かる」とのアドバイス(前述(3)ア)を頼りに、自身を含めた被告人全員の被害を最小にするためには自身が罪を被ろうと判断し、共同犯行の自白を撤回して改めて単独犯行の自白をすることとした。(新証拠4・294~297頁)。

- ウ 竹内の罪状認否は同月 21 日の第3回公判期日に行なわれたが、以上の経緯から竹内は 同期日において、共同犯行を否認し、自身が本件を単独で行なった旨の認否をした(第 3回公判調書)。
- エ なお、竹内の弁護人である今野弁護人は、竹内のこの自白をふまえ、その次の第4回 公判期日において次の通り発言している(第4回公判調書)。

「竹内君は、この前の公判廷におきましてやはり真実を述べてくれました。私はあの供

述をきいて、心ひそかに泣いたのであります。よくもやってくれた、正しい道を歩んでくれた。ここに初めて私は、竹内君のほんとうの生きる道がひらかれた、と思ったのであります。それも大体、竹内君をおびやかしたのは、この事件は死刑か無期だといっておびやかしているのであります。しかし、はたして、この事件が、死刑か無期の事件に該当するかどうかは、法律上の見解はあとで、のちの弁護人から詳細にのべられる。また仮に、この事件が竹内君のいう通り、一人でやったとして、共謀してやったのとどちらが重いか。単独で、トッサにやったことと、大勢の者とあらかじめ謀議をしたこととどちらが重いか。これは謀議の方が重いのは、常識上明らかであります。これを検事は、逆にいっている。そして竹内君を死刑をもっておびやかし、他の共産党員を引き込ませようとしておったことは、これやはり、一種の精神的な拷問である。」

今野弁護人のかかる発言から、今野が、"共同犯行の方が単独犯行よりも重い"との自身の見解の下に竹内に対して単独犯行の自白を勧めていたことが明らかになっている。

また、「これを検事は、逆にいっている」との発言部分から、検事が竹内に「共同犯行を否認したら重くなる(=他の被告人をかばって単独犯行を主張したら重くなる)」と働きかけていたことも明らかである。

### (6) 1950 (昭和 25) 年 2 月 24 日 (第 22 回公判・否認)

ア かように単独犯行自白をしつつも無実の罪を被ることに躊躇を覚えていた竹内は、 1949 (昭和 24) 年 12 月から 1950 (昭和 25) 年 1 月にかけて、栗林弁護人に対し、実は自分は無罪であると相談した。

これに対し栗林弁護人は「しかし客観情勢が許さないから、客観情勢がすでに竹内の 単独か、或いは共謀か、どちらかであるというようになっているのだから」等と答え、 否認を断念させられた(第 22 回公判調書)。

イ その後、同年2月17日の第20回公判期日の前頃に、竹内は、接見に来た栗林弁護人から、何者かが竹内の家族の家に脅迫状を投函しているという話を聞いた。栗林弁護人の推測によるとその行為は、他の被告人の無罪を支持している何者かが、竹内が一人で有罪の主張をしていることを快く思わずに行なっているものだとのことであった。

この話を聞いた竹内は、苦しみに苦しみ抜いた末に罪を被ろうと決心しているにも拘わらず、そのことを顧みずに家族に嫌がらせをするとは許せないと感じ、「そうであるなら自分はもともと無実なので無罪の主張をしよう」と思うに至った。

ウ かくして竹内は、同月 24 日の第 22 回公判期日において、列車暴走事件への関与を一 切否認したのである(第 22 回公判調書)。

#### (7) 同年6月30日 (第54回公判・単独犯行自白への転向)

ア 竹内が否認に転じた後の同年4月21日の第38回公判期日において、竹内の弁護人である今野弁護人が、「共謀の事実がないこと」を立証趣旨として、1949(昭和24)年8月26日付の供述録取書(今野弁護人及び岡林弁護人作成)の証拠調べ請求をした。同録

取書は、上記(2)の通り、竹内が単独犯行を自白していた時期にその自白の内容が記載されたものであった。

これに対し竹内は、

「弁護人の私の供述録取書に関する申請は弁護人の主観に過ぎず私として面会内容をここで出されたらおそらく客観的に見て私の単独犯といふものが強調されてしまいます。 それ故私は申請に反対致します」

とこの証拠調べ請求に反対をした。

その結果、今野弁護人は竹内の意見を容れ、同証拠調べ請求を撤回した(第 38 回公判 調書)。

竹内は、自身の弁護人までが、否認している竹内を無視して他の被告人の利益のため に竹内の自白の事実を法廷に顕出しようとしたことに衝撃を受け、否認の路線を継続し ていくことに著しい不安を抱えた。

イ その後の同年5月11日、正木弁護人が竹内と接見をした。

その際、正木は竹内に対し、

「このまま全被告が無罪主張しているとAと」と君の三人は死刑を喰うぞ」

「他の者は公判で否認しているからいいさ。竹内君は哲学がないからこういうときはまずいなあ。いまAとJと会って訊いたら二人はこのまま否認でゆくといっていた。が、竹内君は一度自白しているからなあ。」

「どうだね竹内君。きみは共産党員じゃないのだし、一度認めているから相談するんだが、もう一度勇気を出して単独犯行だと言ってくれないかね? そうでもする以外にもうこの事件を救う方法はないよ」

「いまこの重大事態を救えるのは竹内君しかないんだ。」

「そう言ってくれればこの事件もともと死刑なんて事件じゃあないのだから竹内君にしてもいいわけだ。必ず無期以下にしてみせる自信があるんだが。」

等と述べ、竹内に対し、このまま否認をしていれば死刑になるということを前提に改め て単独犯行自白をするよう迫った。

以上のやりとりは、竹内作成の再審請求補足書(下)(新証拠4・303~305頁)で明らかにされている。

なお、

- ・ 正木が本件につき、竹内の単独犯行と信じていること
- ・ その場合の竹内の刑につき、法解釈上懲役15年が上限であって死刑にはならない と正木が信じていること

は、正木自身が一審判決直前に雑誌「文藝春秋」に寄稿した「三鷹事件のロボット達」 (新証拠6・「文藝春秋」1950(昭和25)年9月号92頁。)からも明らかである。

ウ その後の同年6月12日、第50回公判期日があり、検察官はA、J及び竹内に対して 死刑を求刑した(第50回公判調書)。 エ 以上のように竹内はこの頃、今野弁護人からは、他の被告人の擁護のために竹内の無実の訴えを踏みにじるような訴訟行為をされて不安に苛まれた。そしてその後、正木弁護人からは、否認をしていると死刑の可能性もあり、それを免れるためには自白をした方がよいとアドバイスをされた上、必ず有期懲役にすると太鼓判を押された。こうして否認から自白に転じる動機付けを示された挙げ句、検察官からは死刑の求刑を受けた。このようなことから竹内は、自己を含めた被告人が有罪とされ、しかもそのうち自己を含めた数名が死刑とされるのを回避するため、あらためて単独犯行の自白へ転向することとしたのである。

かくして竹内は、同月 30 日の第 54 回公判期日において単独犯行の自白をするに至った (第 54 回公判調書)。

(8) 同年8月11~15日(一審判決から控訴まで)

同年8月11日、一審判決が言い渡され、竹内が無期懲役、その余の被告人は無罪という 結果であった。

かかる結果は、竹内の(7)で採った方針に概ね沿ったものといえるが、実際に他の被告人が無罪で釈放される一方で自身のみが無期懲役刑を言い渡されて身柄拘束を継続されてみると心穏やかではなく、また、自身の家族の気持ちと今後の暗澹たる生活のことを考えて気持ちが変わり、あらためて無実を訴えることとし、同月15日、控訴を申し立てた。

(9) 同年8~12月 (控訴申立後の経緯)

ア 控訴申立後、竹内は今野・正木両弁護士に控訴審での弁護を依頼しようとした。 ところが、無実を訴えようという竹内に対し今野は、

「今から無罪主張すると云ってもそりゃ無理ですよ。シャバではいま三鷹事件の判決は でたらめだと云って騒いでいるんで、あんたが無罪と言うとますますおかしくなって しまうんです。」

「私を又弁護人に選任して下さるなら、控訴趣意書には一審の通りだとだけ書けば充分です。いくら検事控訴しているからと云っても、書面審理が原則だから、判決事実が変ることはまず無いですから心配いりません。いましばらくの辛抱ですからたのみますよ。なに十年か十二年も務めれば出られると思います。」

等と言い、無罪主張しようとする竹内に対してこれを制した。 また正木も、

「きみは公判で自白して有罪になったのだからね、あれを覆すのは至難のわざだよ。」 「そんなに迷わずに一審の判決を守ってやりたまい。」

「正しい法律論が通れば有期十五年になり未決通算が入れば十二、三年になる。」 等と述べ、やはり無罪主張を制した上、単独犯行を認めることによって刑が軽くなることを示唆した(新証拠4・306~307頁)。

イ 竹内は、かようなアドバイスを受けるにつけ、リスクを冒して無罪主張をするよりも 単独犯行を認めたままにして量刑を争うことに引き寄せられ、結果、控訴審でもその方 針を採ることとなった。

ウ かくして、正木弁護人の控訴趣意は、

「犯罪事実の認定並に情状酌量の点については原判決を至当とし、何等争う処は見出さないものでありますが、適用された罰条は誤りである」

と、情状すら争わず適用法条しか争わないものとなっている(正木作成の 1950 (昭和 25) 年 12 月 11 日付け控訴趣意書)。

(10)1951 (昭和 26) 年3月以降(控訴審判決及びその後の経緯)

ア 1951 (昭和 26) 年3月27日、控訴審判決を3日後に控え、正木は竹内に対して、次 の通り記載した葉書を送った。

「『三十日の私の予想』

- 一、正木の控訴理由は採用
- 二、事実認定は違法

以上の二つの点から原審差し戻し。

第二回目事実審理によって恐らく

やはり単独確定。十五年以下、

未決が入るので十年~十二年位

になるものと考へます。」(新証拠7)

- イ ところが同月 30 日の判決では、他の被告人らは控訴棄却即ち無罪のままだったのに対し、竹内のみ無期懲役判決を破棄され、死刑を言い渡された。
- ウ ここで竹内は、真実を訴えなければ生命を奪われてしまうという重大性にようやく気 づき、竹内は以後、無実を訴えることとし、上告をし、以後一貫して無実を訴えている のである。
- 3 任意性の欠如を示す事由
- (1) はじめに

竹内が自白をした経緯及び供述を変遷させた経緯は以上の通りである。

竹内の場合、当初否認していたものが逮捕後の身柄拘束中に自白に転じ、しかも公判が開始されてもなおその自白を維持し、更に、公判で一旦否認に戻った後もさらにまた自白に転じるなど、特異な変遷をしているが、その変遷の要因を見ると、それぞれにつき供述の任意性を喪失させる事由が見られるのである。

(2) 前述2(2)の捜査段階における自白について

竹内は、1949(昭和24)年8月1日に逮捕された後、勾留中の同月20日に単独犯行の自白をしているが、その身柄拘束期間中、2(2)で述べたとおり、取調べが連日なされ、しかもその間、検察官による接見指定の濫用により、即ち違法な接見妨害により、弁護人との接見が2回しかなされなかったのである。

かようにただでさえ捜査官から過酷に自白を迫られる環境にあった上、同月10日ころに

はEが、同月 15 日にはCが、竹内と共同して本件の犯行に及んだ旨の虚偽の供述を始めたのである。

周知の通り、憲法 38 条 2 項及び刑訴法 319 条 1 項の自白の排除法則の根拠については、虚偽排除説・違法排除説等の見解の対立があり、判例は、古くは虚偽排除説を中核としていたと理解されている(最 3 小判 1952(昭和 27)年 11 月 25 日・刑集 6 巻 10 号 1245 頁)が、その後、証拠物に関して違法収集証拠排除法則を採用した(最 1 小判 1978(昭和53)年 9 月 7 日・刑集 32 巻 6 号 1672 頁)ことからも明らかなとおり、時代が下るにつれて違法排除の見地も考慮されている(最 3 小判 1983(昭和58)年 7 月 12 日・刑集 37 巻 6 号 791 頁における伊藤補足意見等参照)。

本件の自白の場合、接見妨害による違法な状態下におけるものである上、長期間・連日の取調べ、他の被疑者の虚偽自白による理詰め・誘導もあったものであるから、自白の排除法則についていかなる立場に立つにせよ、任意性を全く欠くものといわざるを得ない。

(3) 前述 2(3)~4の起訴後の自白の継続について

2(2)の通り、起訴され、検察官による接見指定の濫用の余地がなくなった後もなお、竹内は単独犯行の自白を維持しているが、これは、肝心の弁護人から単独犯行自白の維持を示唆されたからである。

また、その後も検察官による取調べは継続され、他の者が共同犯行を自白しているとの 誘導により、竹内は共同犯行の自白を迫られ続けた。

起訴後にも竹内が自白を継続したのは以上のような理由によるものであり、あまつさえついには共同犯行である旨の自白をさせられるに至ったのである。

以上の通り、竹内は、起訴後もなお、2で形成された任意性を欠く状態を回復する余地を与えられず、それどころかむしろ弁護人・検察官の双方から自白の継続を迫られていたのであり、この間にあっても竹内の供述に任意性がないことは明らかである。

なお、最3小決1961 (昭和36) 年11月21日 (刑集15巻10号1764頁) は、 「起訴後においては被告人の当事者たる地位にかんがみ、捜査官が当該公訴事実について 被告人を取り調べることはなるべく避けなければならない」

と判示し、この趣旨を受けて大阪高判 1968(昭和 43)年 12 月 9 日(判時 574 号 83 頁)は、

「検察官(ないし捜査官)が起訴後において被告人を当該公訴事実に関して取り調べうるのは、被告人が自ら供述する旨を申し出て取調を求めたか、あるいは、取調のための呼出に対し、被告人が取調室への出頭を拒み、または出頭後いつでも取調室から退去することができることを十分に知ったうえで、出頭し、取調に応じた場合にかぎられるのであって、このことは、被告人がたとえ勾留されている場合においても異なるところはない。」としている。

そして東京地決昭和50年1月29日(刑集月報7-1-63)は、

「被告人が弁護人の立会は不要である旨を明示して取調に応じた場合等の特別の事情のな

い限り、捜査官が弁護人に立ち会わせることなく当該被告事件について取調をすることは、 任意捜査の方法として許されない。」と判示し、

福岡地判平成 15 年 6 月 24 日 (判例時報 1845 号 158 頁) も、

「被告人質問終了後に検察官が共犯者の起訴のために必要である旨説明して被告人の取調べを実施し、その際被告人の事件でも供述調書が提出されることを告げず、弁護人の立会や同意を求めることなくなされた場合、被告人の防御権を奪い憲法 37 条 1 項、3 項の精神を没却し被告人の当事者としての地位を侵害するものであり、公判中心主義、当事者主義に違反するもので証拠能力は認められない。」と判示している。

したがって起訴後の取調べは、被告人が自発的かつ取調をいつでも拒否できることを知った上で取調べに応じた場合や、弁護人の立会や同意がある等の特段の事情のないかぎり、被告人の防御権を奪い憲法 37 条 1 項、3 項の精神を没却し被告人の当事者としての地位を侵害するものとして違法となる。

本件の竹内に対する起訴後の取調べについて、上記のような特段の事情がないことは明らかであり、竹内に対する起訴後の取調べは違法であり、かかる違法な取調べによってなされた単独犯行の自白は、任意性を欠くことが明らかである。

## (4) 前述 2(5)の公判開始後の自白の継続について

竹内は、公判が始まると、共同犯行自白から単独犯行自白に戻るという変遷を示しているが、いずれにしても自白を継続している。

起訴前の身柄拘束中に虚偽の自白をさせられたE及びCは、公判において否認に復したが(E、Cいずれについても一審第3回公判調書)、竹内はなお否認に復することはなかった。

しかしこれは、2(3)ア〜イで述べた如く、第1回公判開始後もなお継続する検察官による取調べの圧力があったうえ、肝心の弁護人も、第4回公判における今野弁護人の発言に見られるように、竹内の単独犯行自白を奨励する有様だったためであり、つまり竹内は、逮捕後一貫して継続する捜査機関による働きかけによって本心に復する機会を与えられることがなかったのである。かくして竹内は、本件への関与の有無に関する自身の事実認識を完全に混乱させられていたのである。

竹内のかかる混乱は、第 13 回・14 回公判期日に実施された竹内に対する被告人質問に対するその供述内容に明白に現われている。

ここで竹内は、自身が本件の犯行を行なったのか、また、行なっていないのかにつき、 いずれからの尋ね方をされてもはっきりしない旨供述するなど、明らかに混乱した様子を 示している。

このような供述に対して裁判官から

「前に誰に調を受けてあのときこういつたということなど一切考えないで、その当時のことを今記憶している範囲内で述べることができるかどうか」 と水を向けられても、 「あまり前の取調があたまにこびりついて…。その通りいつてしまいます。」

と答えるなど、自身の自白が捜査官の取調べによって創作されたことをはしなくも吐露している。

以上の次第であり、公判が開始された後になされている単独犯行の自白にも任意性はない。

## (5) 前述2(6)~(7)の否認に復した後の再々度の単独自白への転向について

竹内は、2(6)で述べた経緯により第22回期日に一旦は否認に復したが、その後の第54回でまたもや単独犯行の自白をするに至った。

その経緯は2(7)で述べたとおりであり、被告人の利益の擁護者である弁護人自身が竹内に対し、無罪主張をしていると死刑になる旨述べた上で、単独犯行自白を勧めたという経緯があったのである。

このままでは命を失う危険があるとほかならぬ法律専門家の弁護人に言われれば、被告人としては、命を守るために弁護人の言うとおりにしなければならないと思わざるをえず、また、死刑を免れる方法として自白をするのがよいと弁護人から言われれば、これもまた、命を守るため、選択の余地なく自白をせざるを得ない。

つまり、命の危険までを弁護人から示唆されることによって完全に自由意思を喪失し、 かつ、そこから逃れる方法として自白を勧められたことにより、この時の竹内は、最も信頼を寄せていた弁護人から、自白をするよう強い説得と利益誘導をなされたわけである。

しかもその後の第 50 回公判では、現に竹内の目の前で他の被告人が死刑を求刑されており、おそらくこの時の竹内は、自身の命の危険を、極めて具体性・切迫性のあるものとして感じたであろう。

かかる強力な説得と利益誘導が竹内の供述の任意性を失わせるものであることは明らかである。

#### (6) 前述 2(8)~(9)の控訴審における単独自白の維持について

その後竹内は、一審で自身のみが無期懲役の有罪判決を受けたのに対し控訴をしておきながら、控訴審でもまた単独自白の主張を繰り返しているが、これは2(8)~(9)の通り、竹内を擁護すべき肝心の弁護人が竹内に対して単独自白の維持を勧めたからである。

つまり竹内は、弁護人の利益誘導によって否認することができない状態に置かれていたのである。

弁護人依頼権は憲法上の要請であり(憲法 37 条 3 項)、憲法があえて被告人にかかる権利を保障した趣旨は、弁護人こそが法律専門家として被告人のために防御をし被告人の利益を擁護する者だからである。しかるに本件の場合、その肝心の弁護人が竹内に自白を勧め、竹内を否認できない状態に追い込んでいたのであり、これは、竹内の防御権がいわば弁護人という身内から侵害されていたに等しい。

かような状況下にある控訴審における竹内の自白も、任意性を有するとは到底言えない。 (7) 他の被告人との対比 かように竹内の供述は、その変遷の回数といい、一旦否認に復した後もなお自白を繰り返していることといい、非常に特異な経過を辿っている。他の被告人が公判開始後一貫して否認していることと比べると、竹内のこの変遷の経過の特殊性は顕著である。

かかる違いに最も影響を与えているのは、弁護人による自白の勧めである。

各人の身柄拘束期間や捜査機関による働きかけは、竹内も他の被告人も同様だった筈であり、竹内と他の被告人の供述環境の顕著な違いは、弁護人の活動内容である。

他の被告人に対しては各弁護人は、身に覚えがないのであれば否認をするよう勧め、その被告人の意向に従った弁護活動を行なってきたであろう。しかし竹内だけは、自身が否認をしようにも、ほかならぬ弁護人自身によってこれを止められ、しかも否認をすると命を取られるということまで言及されたのである。

なぜこれらの弁護人が竹内にのみ自白を勧めたのかについて意図を測りかねるところはあるが、善解すれば、竹内が否認をすることによって共同被告人全員が有罪となり竹内も含めて死刑となることを恐れた上での、当時の弁護人なりの選択だったのかもしれない。当時の弁護人のかかる方針に対してさまざまな論評の余地はあるがそれはともかく、弁護人からこのようなやり方で自白を勧められれば、誰でも供述の自由を喪失するのは道理なのであり、竹内の自白には、一貫して任意性がないといわざるを得ないのである。

## 第2 組合の状況と犯行動機の不存在

1 ストライキに繋がる状況の不存在

#### (1)確定審判決の判断

確定審判決は、竹内が本件犯行を決意した動機を次のとおり判示している。

竹内は、「昭和24年7月14日国鉄第2次整理により罷免されたが罷免されるまで国 鉄労働組合八王子支部三鷹電車区分会に所属していた。同分会は、組合本部が全国的に 展開していた人員整理反対闘争運動に呼応し、昭和24年6月9日率先して中野電車区、 中野車掌区等の各分会と共同してストライキ(いわゆる国電スト)を敢行し、更に同年 7月4日の分会大会では、その直前に行われた熱海における国鉄労働組合中央委員会の 決定に従い、情勢の成熟と共に再びストライキを含む実力行使を行うことを可決し、併 せて職場闘争を実行し(すなわち違法闘争を行い、職場復興綱領を作り)、外部団体と提 携して共同闘争を活発に行うことを確認した。・・・略・・・その間国鉄の人員整理は順 次に具体化し、7月4日には第1次整理、同月14日には第2次整理が発表され、三鷹 電車区においてもこの2回にわたる整理により約80名に上る解雇処分が個別的に通告 されるに至った。これに対し同分会としては、右通告を受けた者に辞令の受理を拒否す る戦術をとらせ、区長、助役らとの交渉においても多数を動員して過激な言動を行わせ る等、その態度を硬化し、ますます当局に対する憤懣の念を深め、その結果三鷹電車区 内には緊張した空気が漂っていた。

被告人竹内は、三鷹電車区における右闘争運動の渦中にあって、同分会の方針を強く支持し、先の国電ストのときは品川、田町各電車区に赴いて意見を交換し、時には入庫中の電車の車体側面に馘首反対の落書きを行い、みずから同分会に属する組合員の先頭に立って真実同分会のために尽力しようとしたが、妻子6名を抱えて路頭に迷うことに思を致すとき、どうしてもその気持ちを抑えざるを得なかった。しかも第1次整理により馘首された者の悲惨な一家心中のことを聞き、この整理に対する怒り心頭に発していた矢先、第2次整理により、自分も解雇の通告を受ける窮地に立たされたため、いよいよ遅疑逡巡することなく、一部の日和見的又は傍観者的分子を引きずってストライキに持って行かなければならぬと考えるようになった。・・・略・・・

同被告人もこれを受けて、「みなが立つならおれ一人でもストの状態を起こしてやる」ともらしたほどであった。こうして同電車区の各所で多数の組合員が激高し、当局の措置に対し不満の言葉を放っていたので、被告人竹内の脳裏には深くこれらの言葉が刻まれ、ついに電車事故を起こしてその事故の発生を契機として分会執行部と図り、ストライキに突入する手配をし、中野電車区、田町電車区その他の戦闘的分会に青年行動隊を派遣してすべてストライキに立ち上がらせ、ひいては全国ストライキへの口火にしようという考えをいだくに至った。」

#### (2) 労働組合はそのような状況にはなかったこと

しかし、当時の労働組合の状況は、このような闘争的な情勢にはなかった。6月10日

に行われた国電ストは、午後になって GHQ からスト中止命令が出され、闘争委員会がスト中止を指令して終結した。これにともなって組合の状況は、緊迫したものではなくなっていたし、事故を起こすことによってストライキの口火にしようという空気は、職場に存在しなかった。

このことは、確定審における証拠上も、既に明らかになっていた。第一審における乙 証人は、以下のように証言している。

「私のみたことろでは、当時は、もう一度ストをやるという考えの人もあったようでありますが、大局的にみましたところでは、ストはもう一度はできないだろうというように、客観的にはみておりました。」「実際問題といたしまして、ストを遂行することが非常に困難であるという印象が、私も非常に強く受けたし、或いはその他の人におきましても、困難であろうというような意見をはいておった人も、私は聞いております。」

「事故が起こればストになる、そういうようなことは考えられないですね。ということは、電車が脱線したからといって・・・(中略)ああいうような大きな問題は、全然予期しておらなかった。」(第一審第15回公判乙証言)。

乙証人は、当時の組合における共産党の運動方針に批判的な立場の組合員であり、検察側証人として証言したものであるが、そのような立場にある組合員の理解としても、ストの実行は困難な状況と考えられていて、またそのような中で、事故を起こすことでストに立ち上がらせようという空気は、職場には存在しなかったのである。

確定審判決は、こうした証拠を無視して、強引に犯行の動機を作文したものというべきである。

# 2 新証拠による裏付け

そしてこのことは、以下のとおり多くの新証拠によって証明されている。当時の国鉄労働組合八王子支部三鷹分会の状況については、後述する多くの口述書、聴取書が第 1 次再審申立における新証拠として提出されている。

# (1) Gの口述書(新証拠8)

その中でも、本件当時三鷹分会の分会委員、分会闘争委員であったGの口述書は、当時の組合の状況を詳細に説明している。

すなわち、定員法による大量首切りに備え、琴平で開催された国労定期大会の決議に従い、三鷹分会でも6月8日頃に臨時大会を開き、ストを含む実力行使を行うことにした。しかし、6月10日の一番電車からストを行ったところ、午後になってGHQからスト中止命令が出され、闘争委員会がスト中止を指令して、ストは終わった。組合内には、闘争委員幹部の懲戒免職処分がなされたことによる動揺が見られ、また民同によるスト破りも活発だったので、とても勝ち目がないという見方が広がり、労組内の団結にも緩みが出て、ストの態勢は崩れた。

その後、熱海で開かれた国労中央委員会の決定を受けて、分会も臨時大会を開いて、遵 法闘争と、ストを含む実力行使も辞さないことを決めたが、実際には宣伝活動の強化と労 組内部の団結強化が主な活動になり、遵法闘争も具体的な日程には登らなかった。結局、 三鷹分会の状況は、他の分会の盛り上がりを待つという情勢待ちの空気になっていた。

このような状況であるから、7月5日の整理発表の後も、区長室に組合員を動員して抗議するという程度の行動であり、たまに「バカヤロー」といった言葉が見受けられても、警察による検束を恐れて、暴力は一切無く、電車を脱線させるような空気は、組合の事務所にも全く見られなかった。「電車のモーターに水をかけろ」とか「一旦停止で脱線させる」などの言葉も、聞いたこともない。

#### (2) 同趣旨の多数の口述・上申書

以上の事実は、G口述書の内容と整合する、以下のような多数の口述書の指摘が顕著に 証明している。

#### ア 丙の口述書(新証拠9)

同人は、事件当時、三鷹電車区の検査掛をしていたものであり、被告人と同じ仕事の同僚であった。7月9日の国電ストは、翌日のGHQ命令によって即時中止になり、職場の空気は緊迫した状況ではなかった。当時の組合の方針は、荒廃した国鉄の状況を訴え、馘首反対の世論を作っていくという地味な運動であった。被告人についても、整理にあって馘首されていたが、憤激しているようには見えず、電車を脱線させろというような過激な発言はなかった。そのような興奮した言動は、被告人からも職場の人達からも、聞いたことがない。元々被告人が組合の先頭に立って活動していた覚えはなく、むしろ組合には無関心で、休日には食料の買い出しに夢中であったので、目立った存在ではなかった。

#### イ 丁の上申書(新証拠10)

本件事件当時、三鷹電車区の特別仕業検査の点検を担当していて、時々被告人と仕業検査語所で一緒になった。被告人は家族が多いので、組合運動は熱心であっても、買い出しによく出かけるなど、普段は個人主義の男だった。被告人が職場で「電車のモーターに水をかけろ」とか「一旦停止で脱線させろ」等と言うのは聞いたことがない。

# ウ 戊の口述書(新証拠11)

本件事件当時、三鷹電車区の仕業検査掛をしていたものであり、被告人と一緒に仕事をしていた。7月の国電ストの当時、職場の空気は「今度こそどおしてもストをやる」というような緊迫した状況ではなかった。被告人は第2次整理で首を切られたけれども、それほど憤激しているようには思えなかった。職場の中では、断片的にも、「電車のモーターに水をかけろ」、「油に砂を入れろ」とか「一旦停止で脱線させろ」等の興奮した言葉を聞いたことがないし、7月15日の当日も詰所にいたけれど、この日もそうした過激な言葉のやり取りはなかった。

#### エ 己の口述書(新証拠12)

本件事故当時、三鷹電車区の仕業検査掛をしていた。被告人は第2次整理で馘首されたが、さほど憤激しているようには思えなかった。職場で「電車のモーターに水をかけろ」とか「一旦停止で脱線させろ」等の過激なやり取りはなかった。被告人は普段組合運動に

はほとんど無関心だった。7月15日は徹夜勤務だったので翌16日の朝まで詰所にいたが、そのときもそのような過激な言葉はなかったし、被告人が詰所にいた記憶はない。

#### オ 甲の口述書(新証拠13)

本件事故当時、三鷹電車区の三検の検査掛をしていた。被告人のことは、同人が買出しに行った甲府で鉄道パスを公安官に取り上げられた件で、始末書を出すように求められた時に知った。労働組合運動には積極的ではなかった。国電スト以来組合運動は非常に高まっていたけれども、「電車のモーターに水をかけろ」とか「電車をグランドに突き落とせ」といったやり取りを聞いたことはない。被告人は第2次整理で馘首されてから、納豆売りやキャンデー売りをしていて、よく職場に来たが、そのときの態度は普段と変わりなかった。

# カ 庚の口述書(新証拠14)

本件事故当時、三鷹電車区の仕業検査掛をしていて、被告人と同じ職場だった。国電スト以来組合運動は活発にやったが、「電車のモーターに水をかけろ」とか「油に砂を入れる」「電車をグランドに突き落とせ」「一旦停止で脱線させろ」等の言葉を聞いたことはない。被告人は組合運動にある程度の関心は持っていたようだが、組合員の先頭に立ってやっていた印象はない。

## キ 辛の上申書 (新証拠15)

本件事故当時、三鷹電車区の仕業検査掛をしていて、被告人と同じ職場だった。国電ストの後、被告人や皆とストのことを話したことはあるが、「電車のモーターに水をかけろ」とか「油に砂を入れろ」「一旦停止で脱線させろ」等の過激な言葉が交わされたことはない。

被告人は組合活動は余り熱心ではなく、子供を沢山抱えていたので、組合活動より買出 しの方が熱心だった。だから組合員の先頭になってやったという覚えはない。

7月15日は徹夜勤務だったので明朝の16日まで勤務していて、仕業詰所の状況はよく知っていたが、緊迫した空気は記憶にない。15日は第2次整理のあった翌日だったので、整理された人達も仕業詰所に来ていたが、雑談したりしていて、過激な言葉のやり取りはなかった。

## ク 壬の供述書 (新証拠16)

本件事故当時、三鷹電車区の仕業検査掛をしていて、被告人と同じ職場だった。事件の起きる前、職場で被告人や他の人と、「電車のモーターに水をかけろ」とか「一旦停止で脱線させろ」等の話をしたことはない。

#### ケ Cの聴取書(新証拠17)

被告人と共に逮捕・起訴されて、無罪判決が確定した一人であるCは、事件の直前まで、 三鷹電車区の技工として勤務していた。同人は組合の闘争委員の任にあったが、国電スト は GHQ の中止命令によって組合の中央も中止を決定し、翌日には平穏な状態に復した。 その後も、職場において「電車のモーターに水をかけろ」とか「油に砂を入れろ」「一旦 停止で脱線させろ」等の過激な言葉が交わされたことはない。被告人については、事件の 後は知るところになったが、組合活動に熱心ではなかった被告人のことは、それまでは記 憶に残る存在ではなかった。

## コ 癸の供述書 (新証拠18)

本件の事件当時、三鷹電車区の仕業検査掛として勤務しており、被告人とは親しくはなかったが、知っていた。職場において「電車のモーターに水をかけろ」とか「油に砂を入れる」「一旦停止で脱線させろ」等のことは聞いたことがない。

#### サ a の聴取書 (新証拠19)

本件事件当時は、三鷹電車区の電車掛として勤務していた。当時の国鉄労働組合は、ストを含む実力行使を決定したが、国電ストはGHQの指令により、解除されたが、当時の労働組合の方針は、荒廃した国鉄の状況を国民に広く知らしめる宣伝活動を行うなど、地味な闘争であった。まして、「電車のモーターに水をかけろ」とか「油に砂を入れろ」「一旦停止で脱線させろ」等の過激な言葉がとりかわされたことはない。被告人は組合活動には積極的ではなかったので、その組合活動については知らない。

## シ bの口述書(新証拠20)

本件事件当時、三鷹電車区の仕業検査掛であり、被告人の同僚であった。被告人は第2次整理にあい、解雇されたが、その時えらく憤慨しているようには見えなかった。首切り後は、納豆売りやキャンデー売りの仕事をして、よく仕業詰所にも売りに来たので、皆買っていた。国電スト以降、職場で「電車のモーターに水をかけろ」とか「一旦停止で脱線させろ」「電車をグランドに突き落とせ」等の過激な言葉はなかった。被告人は普段から組合活動に無関心だった。

## 3 犯行動機の不存在

以上のように、組合内の状況や、政治情勢についての組合員の受け止め方は、過激なストの断行を求めたり、戦闘的な方針を確立して闘おうという実情にはなかった。むしろ、GHQからスト中止命令が出され、闘争委員会がスト中止を指令したことによってストが終了してから、組合内には、闘争委員幹部の懲戒免職処分がなされたことによる動揺が見られ、スト破りも活発だったことから、とても勝ち目がないという見方が広がり、労組内の団結にも緩みが出ているという情勢であった。

このような中で、確定審判決の認定したような、被告人が周囲の闘争的な空気に影響されて「みなが立つならおれ一人でもストの状態を起こしてやる」ともらしたり、「こうして同電車区の各所で多数の組合員が激高し、当局の措置に対し不満の言葉を放っていたので、被告人の脳裏には深くこれらの言葉が刻まれ、ついに電車事故を起こしてその事故の発生を契機として分会執行部と図り、ストライキに突入する手配をし、中野電車区、田町電車区その他の戦闘的分会に青年行動隊を派遣してすべてストライキに立ち上がらせ、ひいては全国ストライキへの口火にしようという考えをいだくに至った。」というが如き事態には、到底なり得ない。

まして、被告人はむしろ組合活動には消極的な人物と見られていて、妻子を養うために、 買い出しや日々の生活に汲々として暮らしていたことが周囲の目にも映っていた。このよう な被告人が、本件事件を起こそうとする動機は見あたらず、確定判決が認定するようなこと は到底あり得ない状況であった。

## 第3 実行行為

- 1 針金によるコントローラー・ハンドルの解錠
  - (1) 判決の認定事実

確定審の一審判決は、

「・・・同被告人は、車止側を通って、1番線と2番線の間から1番線上にある7輛連結の1編成電車 (陸橋、三鷹駅方面に向かい先頭車第1車輌モハ63019、以下略)の先頭車の方へ行ったが、その途中、運転台のコントローラー (主幹制御器)・ハンドル(把手)を開閉するキイ(鍵)の代用にするため、附近に落ちていた先の曲がった針金1本を拾い上げてから、制御用ハンドルを持ち合わせてなかったので、同電車の第3、第4輛目を調べて制動のかかっていないことを確かめてから、先頭車の前部に戻り、その傍らにあるごみ穴から一掴みに紙紐1本を拾い、更に進んで同電車の制動側引棒を足で踏んで、重ねて制動のかかっていないことを確認した後、同電車の先頭車に上り、運転室内に入り、左手で針金をコントローラー・ハンドルの鍵穴に差し込んで、これを解錠し、右手でハンドルを廻して3ノッチの点まで進ませ、ハンドルが戻らないように、左手掌でこれを抑えながら、右手をハンドルの握りと、パイロット・ランプ(運転土知らせ灯)のコントローラー寄りにある回路電線とに掛け、その中間で1回結び、これを反対側の紐に掛け、紐の両端を2回ほど廻して結び、ハンドルから手を離すと、ハンドルは少し戻ったが、2ノッチと3ノッチの間で固定したので、直ぐ針金を抜き取り、同室内のパンタグラフ用上げ紐を引いてパンタグラフを上昇させた。・・・」

#### (2) 針金による解錠

と判示している。

上記のとおり、一審判決は、被告人が針金を用いてコントローラー・ハンドルを解錠したものと認定し、その針金は附近に落ちていた針金を拾ってきたものと判示している。

しかし、そもそも確定審においては、本件犯行に用いられたとされる針金自体が証拠と して提出されていないのであり、全てが想像の産物に過ぎない。そして、一審判決が判示 するこのような行動は、以下のとおり不合理であって、想定できない事態である。

# ア 電車区構内で針金を拾うことは困難であること

電車の保守点検においては、針金を用いる作業が存在しないので、針金を構内で使用したり、その断片を投棄する機会がないから、電車区の構内で針金を探しても容易に見あたらない(新証拠4の1及び2・114頁)。仮に針金を使用する機会があったとしても、不要な断片は片付けるはずであり、構内に投棄するようなことはしない。これらの理由により、電車区の構内に針金が落ちていることは通常あり得ないはずであり、そのような針金を、軌道の周辺の暗がりで見つけることは、相当に困難なことである。

従って、本件の実行行為を企てた者が、電車に向かう途中で針金を発見して拾い、犯行 に用いたという事態は、偶然的に過ぎるというべきである。

なお、本件の捜査においては、多数の針金を電車区構内から拾い集めてきたとされるが、

そのようなことは上記の状況に照らしてあり得ないし、これらの針金が、電車区構内のどこで、どのようにして採取されたのかについて、何らの証明もなされていない。これらは、現場周辺で容易に針金を見つけることが出来ることを証明しようとする趣旨で提出されたものと考えられるが、どこで、どのように採取されたのかが示されていない証拠物には、そのような証明力は認められない。まして、そのような証拠物の中の1本が、実際に本件犯行に使われたものであるとすることは、到底認められない不合理な事実認定であるというべきである。

#### イ 計画性がなさ過ぎること

このように、針金が容易に見付けられるとは考えにくいことからすれば、実行犯がコントローラー・ハンドルを解錠するための鍵を持たず、さらにその代用として針金を用いるつもりであれば、そのための針金を予め用意することもなく、現場周辺で針金を探して使用するつもりで犯行に臨んだということも想定しにくい。本件のような重大な犯行を行うにおいては、あまりにも計画性がなさ過ぎて、現実的ではない。

竹内も、構内運転手として勤務していたのであるから、本件現場で針金を探しても簡単には見つからないことは理解していたはずである。従って、竹内が予め針金を用意の上で現場に持参したというのであれば説明が付くが、竹内はそのような説明しておらず、自白調書においても現場付近で拾ったとされている。それは、取り調べにおける検察官の誘導が、そのような内容であったからであって、そのような虚構の自白に基づいた確定審の認定は、事実誤認である。

検察官の取り調べが極めて暗示的・誘導的で強制的なものであった事実は、第2章第1において詳述したところであるが、このような強制的な取り調べの状況について詳細に供述する被告人竹内の再審理由補充書は、新規・明白な証拠であって、針金を用いて解錠したという事実認定が誤りであることを証明している。

# ウ 針金でコントローラー・ハンドルを解錠することは困難であること

マスターコントローラーのコントローラーハンドルの解錠は、本来、そのための鍵を用いる。この鍵は金属製の軸の先端に横向きの突起があり、この軸を鍵穴に差し込んで回すことで、突起部分に力が働いて、ハンドルの固定を解放する仕組みになっている。このような構造を持つ鍵穴に、細くて強度に乏しい物体を差し込んで回してみても、簡単に解錠することは出来ない。解錠するには、それに相応しい形状と強度が必要であり、上記の鍵の突起部分に確実に力が働かなければ、目的を達し得ないのである。針金の強度は、材質や太さに応じて様々であって、この解錠に用いるには、相応の強度を備える針金でなければ役に立たない。

従って、ただ拾ってきた針金を用いてハンドルの固定を解錠したという確定審判決の事 実認定は不合理である。この点についても、被告人竹内の自白調書は、拾ってきた針金で 解錠したものとしているが、これも取り調べにおける検察官の誘導が、そのような内容で あったからであって、そのような虚構の自白に基づいた確定審の認定は、事実誤認である。 上記のとおり、検察官の取り調べが極めて暗示的・誘導的で強制的なものであった事実は、第2章第1において詳述したところであるが、このような強制的な取り調べの状況について詳細に供述する被告人竹内の再審理由補充書は、新規・明白な証拠であって、針金を用いて解錠したという事実認定が誤りであることを証明している。

#### 2 紐によるコントローラーの固定

次に、確定審判決は、被告人がごみ穴から拾ってきた紙紐でコントローラー・ハンドルを 縛って固定したものと判示している。

しかし、紙紐でコントローラー・ハンドルを縛って固定するという行動は、様々な観点から不合理であって、あり得ない。

(1) バネの力で戻ろうとするコントローラー・ハンドルを抑えながら紐で縛ることは、困難な作業であること

コントローラーハンドルには、常にバネの力で元の位置に戻ろうとする復元力が働いており、このような力を押し戻して2ノッチなり3ノッチの位置にハンドルを回して押さえながら、同時に紐を結ぶという手技は、容易に出来るものではない。確定審判決はこれを、左手掌でハンドルが戻らないように抑えながら、右手で紐を掛けて結んだと認定し、あたかも当然に実行できる行為であるかのように扱っている。しかしこれは実際には容易なことではない。

紐を結ぶには、同時に紐の2箇所を指で摘んで引っ張ることが必要であり、そのためには両手を用いなければならない。左手掌でハンドルを復元力に抗して押し戻しながら、両手の手指でそれぞれ紐の一端を摘んで、これを結ぶというのは、現実には実現出来ない所為である。まして、目撃されることを気にしながら実行しなければならない犯罪行為であるから、当然時間的余裕もない。このような動作が短時間で実行されたものとした確定審判決の事実認定は誤りである。

(2) 確定審判決の方法でコントローラー・ハンドルを固定することはできないこと

確定審判決によれば、「紙紐をハンドルの握りと、パイロット・ランプ(運転士知らせ 灯)のコントローラーよりにある回路電線に掛けて、その中間で 1 回結び、これを反対 側の紐に掛け、紐の両端を 2 回ほど廻して結び、」ハンドルから手を離したとされる。

紐を結ぶにあたって緩みがないように固定して緊縛するのは簡単な作業ではない。1回 結ぶだけでは緩むから、2回以上の結び目を作る必要があるが、2回目の結び目を作る間 に1回目の結び目が緩んでしまうので、緩みがないように緊縛することは容易ではない。

さらにこれは、緊縛する対象が動かずに固定されている場合であって、そもそも紐を掛ける対象物が動揺したり変形するならば、いくら巧緻に結んでも、緩み無く緊縛することはできない。ところが、上記のとおり確定審判決によれば、紙紐は固定されていない回路電線に掛けて、結ばれていたものとされる。

この回路電線とは、運転台に固定されたものではなく、空間に立ち上がって配線されて

いる被覆電線である(昭和24年10月31日付検証調書添付写真・第5、第7ないし10)。こうした電線は柔軟性のある材質でできているから、力を加えればたわんで曲がる。 このような回路電線に紙紐を掛けて、結ぼうとしても、回路電線が固定されていないので変形して引き寄せられ、紐は緩んでしまうから、コントローラー・ハンドルは容易に固定できない。

# (3) コイル巻きの存在

もし被告人がこのような紙紐を結ぶという行為を実際に行い、その状況を記憶のとおりに説明したのであれば、その供述は「コイル巻き」についても触れていたはずである。すなわち犯行に用いられたという問題の紙紐は、その一端が「コイル巻き」という独特の形状に結ばれているが、このような先端がコイルのような固まりになった紐を用いると、このコイル巻きの部分が邪魔になって結びにくい。したがって、実際にこの行為を行った者ならば、紐を掛け廻して結ぶ一連の作業をありのままに説明しようとすれば、このコイル巻きに気づかなかったはずはないのだから、これついても触れるのが自然である。ところが、被告人の自白には、このコイル巻きについての供述が全く含まれていない。それは、被告人はこの紙紐を使って何かをしたことが一切なかったからである。

# (4) 紙紐が2箇所で切れる事態は想定しにくいこと

仮に確定審判決のような方法で紙紐を結ぶことにより、コントローラー・ハンドルを固定したと仮定しても、実際にはそのように緊縛されたという紙紐は、緊縛されたままの状態で発見されておらず、翌日の検証において、運転室内の床に散乱したごみ(床上堆積物)の中から、3片に切断した状態(但しそのうち2片は複雑に結ばれた状態)で発見されている。すなわち、問題の紙紐は、2箇所で切断しているというのである。

しかし、このように紙紐が2個所で切断されるには、いくつかの条件が重なる必要があり、容易に生じる事態とは言えない。確定審においては、鑑定人dによる鑑定書が提出され、「紙紐三本は同一本が切断されたものであるかどうか」「若し然りとせば如何なる状態に於いて如何なる力が加えられた結果に因るものであるか」について鑑定を行い、次の鑑定結果を述べている。

「紙紐の三片は同じ一本が二箇所に於いて切断したものと認められ、この切断された状態には種々あるものと認められるも曲半径小にして二箇所の場合、四角形、三角形、多角形 (六角形)を形成する夫々の物体に一箇所宛夫々に二度巻き又はそれ以上の巻きをした場合曲半径小にして一箇所は固定、他箇所は運動可能なる場合、一箇所宛夫々に二度巻き又はそれ以上の巻きをした場合、横又は上から強く速やかな力が加えられた結果に因るものと認められるが尚一度掛けの如き状態にても紙紐の弱い場合又は紙紐に弱点を存した場合は二箇所の切断の場合も認められる。」

この鑑定書は、文意が要領を得ないうえ、鑑定結果に至る検討の経過が、実験の経過を 含めて具体的に示されておらず、どのようにして2か所で切断されたのかが明らかではな い。そのうえで検討を加えれば、要するにこの鑑定は、結ばれた紙紐に、「横又は上から 強く速やかな力が加えられた結果に因る」というのであるから、コントローラー・ハンドルを固定するために結ばれた紙紐に、何らかの物体が「強く速やかに」ぶつかって、その打撃によって2か所の紙紐が切断されたという状況を想定している。

しかし、当該電車の運転室の周辺については、検証と押収の手続きが実施されているが、 紙紐にそのような打撃を与えたとされる物体に関して、何らの言及もされておらず、何ら の立証もなされていない。また、電車の先頭部が駅周辺の建物に衝突した際に電車外の物 体が窓などから車内に入り込んだ可能性は否定できないが、そのような物体が運転室内で 発見されたという立証はなされていない。

仮に何らかの物体が存在し、紙紐にぶつかったと仮定しても、運転台のマスコンの上にあるコントローラー・ハンドルと回路電線とを結んでいたとされる紙紐に、そのような物体が丁度2か所が切れるような方向及び角度で、強い打撃を与えるようなぶつかり方をしたという証明はなされていない。ちなみに、コントローラー・ハンドルはマスコンの上部にあるから、コントローラー・ハンドルに結ばれた紙紐の下は広い空間ではなく、マスコンとの間は数センチメートルしかない。ここに、上から物体がぶつかっても、紙紐は数センチメートル程度しか引っ張られないので、それ以上の力は加わらない。

この点について上記のd鑑定人は証人として証言をしているが(第42回公判)、そこでもこれらについての説明はなく、ただ「如何なる状態で如何なる力がかかったのかを鑑定した。」「強い力が加わったものであるということはわかりましたが、それが如何なる力かはわかりませんでした。」というにとどまっている。

このように、この紙紐が2箇所で切れることは、複数の条件が重ならなければ実現しない結果であるところ、そうした事態は偶然的に過ぎ、確率的に容易に想定し得ない。

# (5) 電車の構造を知るものならば、他の方法を用いること

もし実行犯が、コントローラーハンドルを2ノッチないし3ノッチの位置に回した状態でハンドルを固定しようとすれば、実際には、確定審判決のように紙紐を結びつけて固定しなくても、別の方法で容易にその目的を達しうる。すなわち、ハンドルとマスターコントローラー本体との間に、何か楔(くさび)状のものを差し込めば、簡単にハンドルを任意の位置に固定することができるのであって、このようなことは、運転士などには周知の事実であった。楔状のものは、例えばドライバーでも、釘でも可能であって、あり合わせの物を持ち込めば済む。本件において運転室の中に釘が残置されていたのであれば、むしろ実際の犯行には、その釘が用いられた可能性が強く疑われる。少なくとも、元運転士であった被告人が、こうした行動を取ろうとしたのであれば、紙紐で結びつけるという著しく不合理な方法を選ぶことは考えられない。

しかも確定審判決によれば、被告人はこの紙紐を、車庫内の現場付近で、先頭車の傍らにあるごみ穴から拾ってきたとされている。コントローラー・ハンドルを固定するという重要な道具を、場当たり的に暗い現場付近で調達しようとすることは、これも想定しにくい事態である。むしろ、目的に適した何らかのくさび状の物体を、予め用意して犯行に臨

むことが通常の行動であろう。

なお被告人は、紐を用いてコントローラー・ハンドルを固定したという内容の自白を行っているが、その一方で、用いたのは紙紐ではなく麻紐であるという供述を一貫して維持していた。もし真実を供述するのであれば、麻紐か紙紐かという部分で、事実と異なる内容を供述する理由が見あたらない。これは、この自白が意思に反した虚構であることの現れである。

#### 3 最後尾車両の前照灯

## (1) 最後尾の車輛の前照燈が点灯していた事実

本件事故車輛の最後尾車両である第7車輛の前照燈のスイッチが、本件事故発生時に「入位置」になっていたことは、検察官磯山利雄他作成の昭和24年8月22日付検証調書の記載から客観的に明らかな事実である。

そして本件事故車輛が暴走している時に最後尾車両の前照燈が点灯していたことは、確定判決にも引用されているとおり、証人Rが「室内燈、後部信号燈、ヘッドライトがついていました。」と証言し、証人Sも「室内燈、後部ヘッドライトはついていました。」と証言し、証人Tも「後部ヘッドライトがついていました。」と証言しているとおりであり、争いのない事実である。

## (2) 竹内自白との整合性

一方竹内の自白によれば、竹内は、第1車輛の運転台で本件事故車輛を暴走させるため の操作を行ったのであって、最後尾の車両(第7車輛)内に入っていない。

したがって竹内が実行犯であって、竹内の自白が正しいとすれば、最後尾の車輛の前照 燈スイッチが「入位置」になったのは、竹内の行為によるものではなく、竹内が犯行を犯す 前から、「入位置」になっていたからということになる。

そして竹内の自白が正しいとすれば、最後尾の車輛の前照燈が点灯したのは、同車輛の 前照燈スイッチが初めから「入位置」になっていたため、第 1 車輛の操作でパンタグラ フを上昇させ、電気が通電したことにより、最後尾の車輛の前照燈が点灯したことになる。

#### (3) 最後に本件車輌を一番線に入庫させた者の特定

そうすると本件事故発生前、最後に本件車輛を 1 番線に入庫させた者が誰で、その者が最後尾の車輛の前照燈スイッチを「入位置」にしたまま、降車したのかどうかが問題となる。

確定判決は、証人Qの第一審における証言を次のとおり要約、引用している。

「私は、当三鷹電車区運転士として、昭和24年7月15日午後5時頃、同電車区構内16番線から本件事故電車の東京よりの運転台に乗って三鷹駅の方にこれを引き出し、1番線にかわる地点で運転台の中の仕切りを開けたままで南側のドアから下りて、R運転士に引き渡しました。同人はその電車の浅川よりの運転台に乗って1番線の奥の方へ持って行きました。」

次に確定判決は、証人Rの第一審における証言を次のとおり要約、引用している。

「私は三鷹電車区の構内運転士です。昭和24年7月15日午後4時50分頃同電車区構内の23号ポイントの辺で16番線から出て来た電車(本件事故電車)を待ち受け、その電車の浅川よりの運転台に乗ってその先頭の1番線のストップから5米位離れた所へ入れました。」

更に確定判決は、証人eの第一審における証言を次のとおり要約、引用している。

「私は三鷹電車区合図手として、昭和24年7月15日午後4時50分頃入換のため詰所を出まして、初めは15番線の電車を零番線へ、次いで16番線の電車を1番線に転線させるための合図の作業をしました。私は1番線に入れた電車を零番線の電車に並行するように取り計いました。」

これらの供述からすると、本件事故発生前、本件車輛の浅川よりの運転台(第7車輛の運転台のこと)に最後に乗ったのは、Rであり、Rが本件事故車輛を一番線に入庫させたことになる。

#### (4) 前照燈についてのRの供述

そしてRは第11回公判において、本件事故車輛を1番線に入庫させた時の照明について、「運転室の室内燈はついておったかどうか記憶ありませんか」と質問され、「それは記憶ありません。」と答え、「前照燈はどうですか」と質問されて、「前照燈も記憶ありません。」と答えている。

なお本件事故車輛の運転室の室内燈と前照燈の関係について、三鷹電車区の構内運転手である f 証人は、第11回公判において、「運転室の室内燈と前照燈は切替スイッチになっています。」「一つのスイッチによって前照燈を消せば、運転室だけの電燈がつくようになっております。」と説明している。

したがってRの供述によれば、運転室の室内燈も前照燈も点灯していたかどうか記憶にないということであり、前照燈のスイッチが「入位置」になっていたかどうか特定することはできない。

## (5) 午後5時頃が日の入り前であって明るいこと

Rが1番線に入庫させたのは、前記関係者の供述によれば7月15日の午後4時50分から午後5時頃となるが、当時、夏時間制が採用されて、1時間、時間が早く設定されていたため、現在の時刻に直せば、午後3時50分から午後4時頃となり、まだ日が照っていて外が明るかったことは明らかである。

したがって日が照っていて明るいのに、Rがわざわざ前照灯を点灯させた状態で第7車輌の運転台に乗って本件車輌を運転して、1番線に入庫させたとは考え難い。

前述したとおり、Qは、本件車輛を16番線から東京よりに引き出すために東京よりの 運転台(第1車輛の運転台)に乗って運転した構内運転手である。

Q証人は、本件車輌から降車した時のことについて、「おりる時に運転室の室内燈の電 燈を滅にしていたんですか。それとも点のままにしておいたんですか。」と質問されて、 「点のままにしておきました。」と答えている。

運転室の室内燈が点灯していたということは、切替スイッチになっている前照燈は「切 位置」にあったということである。

Q証人が前照燈を点灯させていなかったというのは当時の外の明るさを考えると常識的な対応であり、同じ構内運転手であったRも、運転室の室内燈を点灯させて、前照燈は切っていたと考えるのが合理的である。

## (6) Rの供述の曖昧さ

本件で証拠になっている、Rの供述は、第一審の公判廷における供述だけであり、捜査段階の供述調書は開示されていない。

日が照っていて外がまだ明るい段階で、車輛を入庫させる時に前照燈を点灯させているかどうかという問題は、構内運転手として職業的、習慣的に行っている行動に関する記憶である。

すなわちRは、事件当日について前照燈が点灯していたかどうか個別具体的な記憶がなかったとしても、職業的、習慣的行動であるから、通常はこうしているとか、特別の事情がない限りはこうしているということが証言できるはずである。

しかし前記のとおり第一審の証言では、「記憶がありません。」という曖昧な供述のま ま終わっているのであり、これは不自然な感を否めない。

検察官は、犯人が最後尾車両で前照燈のスイッチを点灯させたという事実関係を前提 にしていないから、もしRが、最後尾車両の前照燈が切になっていたと証言すると、検 察官立証に大きな矛盾が生じることになる。

そこでRに前照燈について曖昧な供述しかさせなかった疑いが払拭できない。

なお弁護人らは本再審請求審において、Rの捜査段階の供述調書について、検察官に対して証拠開示を求め、上記のような事実関係を明らかにする予定である。

#### (7) まとめ

以上のとおり、Rが本件車輛を1番線に入庫させた時に、日が照っていて明るかったこと、ほぼ同じ時間に本件車輛を運転したQ証人が、運転室の室内燈が点灯していた(前照燈が切になっていたことを意味する)と証言していること、Rの証言が日常的、習慣的な行動に関する記憶としては曖昧に過ぎることなどを考慮すれば、Rが1番線に入庫させた時に第7車輛の前照燈は切位置になっていたと考えるべきである。

そうだとするとこの事実は、竹内が単独犯行で、第1車輛の運転台で操作を行って本件車輛を暴走させたという自白と大きく矛盾するのであり、竹内自白の信用性やこれに沿った確定判決の事実認定に疑問を提起するものというべきである。

## 第4 アリバイの存在

## 1 確定審の認定

第一審判決は、被告人竹内による実行行為ないしこれに至るまでの事実として、次のように事実認定している。

「かくて被告人竹内は同月15日午後7時頃東京都北多摩郡三鷹町上連雀738番地にある自宅に帰り、夕食後新聞、雑誌等を読んでいるうち、午後8時頃自分に解雇の通知があったことを思い浮かべ、当時の社会状態を考え合わせ、前述の片言隻句が一時に強く心に閃いて来て、ついに同夜直ちに電車事故を起こしてストライキの状態を作ろうと決意し、午後9時頃一人で自宅を立ち出で、その直ぐ南側にある銅町上連雀所在の三鷹電車区車庫へと向かった。・・・中略・・・

同電車は右の状態で陸橋下を通過し、1号ポイントを割って突進し、同被告人の予期に反して、構内出口の一旦停止の標識がある地点を過ぎ、三鷹駅下り1番線に暴走して行き、発進時から1分と経たないうち、時速60kmを超える高速度で午後9時23分頃発進場所(先頭車の前頭部)から約660メートルを隔てた同駅南口改札口南下り1番車止めに衝突してこれを突破し・・・」

すなわち、被告人竹内によって起こされたとされる電車の暴走は、午後9時23分頃に三鷹駅南口改札口南下り1番線車止めに衝突したものとされ、かつ被告人が自宅を出たとされる午後9時頃から右の暴走までは約23分程度であるから、判示されている実行犯による一連の作業ないし行動からすれば、この実行犯は、この間は継続して電車区車庫内の犯行現場付近にとどまっていたことになる。

#### 2 事故発生時における被告人の入浴の事実(アリバイ)

しかし、被告人竹内は、この犯行時間とされる時刻には自宅近くの電車区構内の入浴場(以下「本件入浴場」という)で入浴しており、犯行現場にはいなかった。

後述のとおり、本件犯行による電車の衝突によって停電が発生しているところ、被告人は、 この停電が発生したころに本件入浴場で入浴しており、そこで複数の元同僚や上司と会話を 交わしている。このように、被告人にはアリバイがあり、本件犯行は被告人によるものでは ない。

## 3 停電の時刻

この停電は、本件事故の電車の衝突によって発生したものであることが、確定審の証拠調べによって明らかになっている。すなわち、第一審におけるg証人、h証人、i証人、j証人らの証言(第9回公判)は、三鷹駅における事故発生と同時に、電車の架線(直流1500ボルト)のほか、電灯と信号が同時に停電した状況を、以下のとおり証言している。

#### (1) 証言の内容

#### ア g証人

g 証人は、事件発生時に武蔵境変電区の電気係として勤務し、電気機械の取扱いと保守 を担当しており、保守の対象には電灯の状態も含まれる。本件事件の当夜も同証人は変電 区に勤務していた。

9時23分ころ、大音響とともに直流関係の饋電(きでん)が停止し、停電した。同時に電灯、信号とも油入遮断機が動作して、自動的に遮断された。遮断と同時に、同証人が電灯の油入遮断機の方に行って投入し、送電した。

9時24分ころ、同証人が信号の方に行って復旧作業をしていたところ、また電灯の送電が遮断したが、再度送電した(第9回公判・279丁)。

直流については、9時34分ころ、三鷹電車区指令所の要求で再度直流の送電を遮断し、翌午前2時ころまで停電が続いた(同281丁)。

9時23分の停電までには、当夜は停電は1回もなかった(同280丁)。

#### イ h証人

h証人は事件当時三鷹配電分区に勤務し、電車線路の架線、電灯高圧、信号高圧の配電線路の保守を担当していた。事件の当夜は三鷹駅構内の分区に勤務していたところ、電灯が消え、付近の騒ぎから事故だということがわかった。事故の前には停電はなかった(同281丁)。

最初に停電した時刻は、少し時間が経ってから自分の時計を見たことと、駅の電気時計が止まっているのを見て、9時23分ころだと想定した。なお、当時事故現場付近で、事故の前に1、2回停電があったという評判を聞いていないかという質問に対し、h証人は、「聞きませんでした」と証言している(同290丁)。

#### ウ i 証人

i 証人は、事件当時武蔵境の電灯分区長の立場にあり、駅、電車区、車掌区、官舎、構内の電灯の動力設備の保守を担当していた。事故の当時は、職務上の責任者として、9時35分から40分ころに官舎から呼び出された。官舎は運動場の付近にある正門の近くにある。官舎の電灯は普通の住宅とは別で、駅や電車区と同じ線で送電されているところ、事件当時に停電があった。時刻は後で9時20分ころと知った。多分2、3回停電した。1分前後のうちに、短いものだった(同292丁)。

なお、本件事故の後である9月頃に、過熱のためにしばしばヒューズが飛ぶことがあって不便なので電灯の低圧の総括スイッチを取り外した。事件の当日には、ヒューズが飛ぶことはなかった(同296丁)。

## エ j証人

j 証人は、事件当時八王子の配電係長の立場にあり、本件事故現場を管轄する武蔵境変電所に対する指令を担当していた。事故当時、9時23分ころに、三鷹電車区に送電している電灯高圧が遮断した。これにより20秒程度の停電が2回生じた。その後、9時34分頃、復旧作業のために電車線への送電を止めた。電灯線は10時ちょっと前に、10分間程度送電を止めた(同302丁)。

#### (2) 停電の時刻と回数

電灯の停電が何時に、どのような状況で生じたかについて、以上の証言を総合すると、

次のとおりである。

【1回目の停電】9時23分~24分頃

この間に遮断・送電を2回繰りかえしており、点滅というべき状況の停電。

- 【2回目の停電】10時ちょっと前
  - 10分間程度の停電

## 4 被告人が供述する入浴時の状況

#### (1) 再審理由補充書

第1次再審における被告人の再審理由補充書は、この入浴時の状況と停電の経過について、以下のとおり詳細に供述している。

被告人竹内は、午後9時過ぎに、自宅から電車区構内にある入浴場に出かけた。柱時計が午後9時を打ってから数分したころ、被告人の妻が子ども達に早く就寝するように声を掛け、被告人は妻を手伝って押し入れから布団を出して敷いてやり、それから家の外で遊んでいた年長の子ども達2人を呼びに行って家に入れ、その後に風呂に行くことにして出かけた。この柱時計は、数分くらい進んだり遅れたりしていたので、9時というのは正確な時刻ではない。

本件入浴場は、被告人竹内の自宅から北西約30メートルの位置にあり、自宅からは道路を横切って僅かの場所である。本件入浴場の手前約10メートルくらいの所に、入浴場の入口に向かい合う位置に運転当直室と乗務員詰め所がある。入浴場の入口は南側にあり、入口を入ると正面に履物棚があり、その左右に脱衣場があって、左右から浴場に入れるようになっている。被告人が自宅を出るときも、本件入浴場にはいるときも、電灯は普通に点いており、停電はしていなかった。

被告人は左側の入口から浴場に入り、湯船につかったとき、他の駅員で青年寮に住んでいるらしい者や、電車区員でも職場が違うので名の知らない者が2、3人おり、また湯船すぐ前に仕業検査掛の青木久義がいたので、挨拶をかわした。それより前に、風呂場に入った直後に、kという検査掛から運転に戻った者がいた。

湯船に浸かって5分くらいしてから、一旦湯船から出て体を洗おうとしたら電灯が煽って消えたり点いたりし、まもなく停電した。皆が口々に「なにをいたずらしてやがるんだ。 ヒューズを飛ばしたな。」と騒いでいたが、数分して点灯した。

それから体を洗い、流して湯船に入り、ヒゲを剃るために出ようと立ち上がって後ろを見たら、教習所教官になっていたmがいたので、被告人はmと挨拶をし、今度の整理で首になってしまったことや、就職口があったら紹介して欲しいことなどを話した。m氏の方でも慰め励ましててくれて、1、2分話をした。

それから被告人竹内が湯舟からあがってひげ剃りに鏡の方に行ったとき、左側の脱衣所の方から運転士であるnが入ってきて、m氏と挨拶を交わし、話をしていた。

ひげそりを終わって湯船にはいるとき、湯舟の外側の北側に運転士の p がきて湯を使っ

た。

湯舟から出て西側の水道の前で水をかぶってから体を拭こうとしたら、再び停電した。 この2回目の停電はすぐに回復せず、そのまま続いた。脱衣場は真っ暗であったが、毎日 入り慣れている風呂なので、被告人は体を拭いて外の脱衣所の所に出た。

服を着ている時に、真前にある運転当直事務所の窓から、電話で大声で叫ぶように話している声が聞こえた。駅に事故が起きたということが判った。

#### (2) 上申書

次に、被告人作成の上申書(昭和40年11月2日付、新証拠21)は、上記と概ね同じ経過を記載しており、自宅から入浴に出かけた時刻について、「たぶん8時10分か、15分頃か、その前後と思う」としている。

#### (3) 入浴時の状況と停電の時期

以上のとおり、9時10ないし15分ころに自宅を出た被告人が、本件入浴場に着いてから、浴場に入って湯舟に5分ほど浸かり、一旦出て体を洗おうとした時点で1回目の停電があった(煽るように点滅し、間もなく停電、数分して点灯)。

その後体を洗い、流して湯舟に入り、また出てからmやnと会話を交わし、ひげを剃り、 また湯舟に入り、上がって体を拭こうとしたところで2回目の停電になった。

この経過は、上記の第一審におけるg証人、h証人、i証人、j証人らの証言と一致している。

唯一、被告人の供述のうち、1回目の停電が数分に及んだという部分がg証言と合致しないが、暗い浴場の中での停電が実際よりも長く感じられても不合理ではなく、重大な違いではない。

## 5 目撃供述

#### (1) 新証拠

これらの事実は、以下のとおり、入浴中に居合わせたmとnの供述書によって証明される。

これらの供述書は、第1次再審請求において提出されているが、同再審請求は東京高等裁判所の昭和42年6月7日付決定により、請求人の死亡によって終了しており、結論が出ていないから、これらを含む同再審段階の提出証拠は、未だ再審開始に必要な証拠たる新規性を失っていない。このことは、同決定自身が「本件は、実質上、これで終止符が打たれたものではない。今後他の請求権者の同一理由による新たな再審の請求を妨げるものではないことはもち論、そのような請求があった場合に、死亡した再審請求人竹内景助および同人の弁護人らの作成提出した幾多の書類は、当然、裁判所のする取り調べのための資料となることはいうまでもない。」と判示していることにも明らかである。

#### (2) mの供述書(新証拠22)

同供述書は以下のとおり供述している。

「私は 昭和24年7月15日当時国鉄の職員で津田沼教習所の教官をやっておりま

した。当時の住所は○○(抹消部分)であります。

三鷹事件が起きた、昭和24年7月15日午後9時頃(夏時間)私は三鷹電車区構内に ある風呂に行っていました。

風呂に入ってしばらくして停電があってすぐつきました。そのとき、竹内景助君は湯船の中で誰かに首になったと言っていることを私は聞いていました。

そして私も竹内君と「就職を見つけてくれ」とか「みつけなきゃならない」と言うような話をした。

それからしばらくして私は風呂から出て運転事務室によったら、4、5人で「人の乗ってない電車が駅の方え走っていった」と岩崎助役さんか岩田助役さんのどちらかがいっていたように記憶しています。

それからまもなく停電しました。|

このm氏は、被告人竹内の先輩にあたる運転士で、上記のとおり国鉄における運転士を教育する鉄道教習所(津田沼教習所)の教官を務めていた人物であり、信頼に値する。またこのような立場にある同氏は、被告人竹内にとっては単なる同僚ではなく、会えばきちんと挨拶をし、m氏も挨拶を返すという間柄であった。従って上記の、竹内の解雇及び就職先を探しているというやりとりも、ただの世間話ではなく、ある程度改まったやり取りである。そのような事情もあり、m氏が被告人竹内とのこの時の会話を記憶していて供述書を作成した内容は、信頼性が高い。

#### (3) nの供述書(新証拠23)

同供述書は以下のとおり供述している。

「私は昭和24年7月15日当時は国鉄三鷹電車区に勤務しておりました。

住所は○○(抹消部分)で現在も尚同じであります。

事件のあった昭和24年7月15日21時(夏時間)少しすぎ私は電車区の風呂へ行きました。中には教習所の教官であるmさんが居りましたから挨拶をしました。それからすぐ停電になりましたが間もなく点灯しました。点灯してから私は湯船にはいりました。そこには他の人達も二三人入っておりました(氏名に就いては判りません)。其の時湯ぶねの外に竹内景助君の姿を見かけました。

行政整理の直后の事とて竹内景助君の立場に同情する者もあり話題も其の方に変わりました。将来の事を考える竹内景助君に皆と一緒に組合の事や就職の点に就いても語り合っておりました。其の間に再度停電になりましたが入浴を終わって寝室に行った時に三鷹駅で事故があったと聞かされましたので、運転事務室に行きました所数人の人達が事故に就いて話し合っておりました。」

n氏は、被告人竹内よりも後輩の運転士であるが、上記m氏を教官として運転士の乗務 訓練をした師弟の関係にある。このような関係にあるm氏との会話は、n氏にとって記憶 に残るべきやりとりである。このやり取りにおいて、被告人竹内を交えて三人で、同人の 就職について話をしたという記憶は、これも信頼性の高いものと評価できる。

## 6 m・n供述と被告人供述の符合

## (1) 風呂で被告人と解雇の話をしたという記憶の一致

このようにm供述書とn供述書は内容が互いに一致しており、特に被告人竹内との会話について両名の記憶が共通していることから、その記憶の内容は誤りのないものとして強く信頼できる。すなわちmは、風呂の中で被告人竹内と出会って、同人が首になったことや就職先を探している事などを話したことを記憶している。同様にnは、風呂の中でmと出会って挨拶したこと、さらに被告人竹内を見かけて、同人が解雇の件について何人かと話をしていたことを記憶している。このように、本件入浴場において、m及びnがいずれも被告人竹内と居合わせて、被告人の解雇をめぐる会話を交わしていたという重大な事実は、m・n両名の記憶が一致し、互いの供述を支え合っていることから、極めて信頼性が高い。

そしてその時間帯については、mもnも、一致して午後9時頃に風呂に行ったとしており、このころに本件入浴場に入ったことが認められる。この供述は、被告人竹内自身が記憶している「午後9時過ぎないし9時15分ころに風呂に出かけ、約30分間入浴した」という内容と一致しており、被告人が先に入っているところに、m、nの両名が居合わせ、3人が午後9時ころ以降の同じ時間帯に本件入浴場にいたことが明らかである。

## (2) 2度にわたる停電の記憶の一致

また、m・nの供述は、停電の事実についても一致して指摘しており、この停電が両名の共通する体験であり、かつその際に被告人と居合わせたことが語られている。

入浴中の停電に関するmの供述は、1回目の停電については「風呂に入ってしばらくして停電があってすぐつきました。そのとき、竹内景助君は湯船の中で誰かに首になったと言っていることを私は聞いていました。」というものであり、2回目の停電については、「風呂から出て運転事務室によったら、・・・それからまもなく停電しました。」と述べている。

次にnの供述は、1回目の停電については「21時(夏時間)少しすぎ私は電車区の風呂へ行きました。中には教習所の教官であるmさんが居りましたから挨拶をしました。それからすぐ停電になりましたが間もなく点灯しました。点灯してから私は湯船にはいりました。そこには他の人達も二三人入っておりました(氏名に就いては判りません)。其の時湯ぶねの外に竹内景助君の姿を見かけました。」というものである。そして2回目の停電については、「行政整理の直后の事とて竹内景助君の立場に同情する者もあり話題も其の方に変わりました。将来の事を考える竹内景助君に皆と一緒に組合の事や就職の点に就いても語り合っておりました。其の間に再度停電になりましたが入浴を終わって寝室に行った時に三鷹駅で事故があったと聞かされました」と述べている。

このように、停電に関するm・n両名の供述は、まず 1 回目の短時間の停電があり、 この停電はすぐに回復している。その後しばらくしてから2度目の停電があり、これは短 時間では回復しなかった。 そして、mは1回目の停電の時に、被告人が湯舟の中で解雇について話をしている様子を聞いている。nはmの後から風呂に入り、すぐに1回目の停電になり、間もなく点灯してから湯舟に入った時に、被告人の姿を見かけている。

このように、m、nの両名とも、この2回に渡る停電を本件入浴場内で体験していることを供述しており、その1回目の停電の時に、既に被告人が本件入浴場において入浴していた事実を一致して供述しているのであるから、被告人自身の供述を完全に裏付けるものとなっている。

#### 7 アリバイの存在

以上の事実からは、上記のとおり、暴走した電車が三鷹駅南口改札口南下り1番車線止めに衝突した午後9時23分頃には、被告人竹内は本件入浴場において入浴していたものであり、被告人が本件事故を発生させることは不可能である。この事実は、上記m及びnの供述書によって明らかであり、被告人竹内には明白なアリバイが存在することが、これらの新規かつ明白な証拠によって証明されている。

## 第5 真犯人が他に存在することを窺わせる事実

1 三鷹事件が竹内によって引き起こされたものでないことはこれまでの論証で明らかであるが、真犯人が他に存在することは、一審裁判所に証拠として提出されている事故発生前に存在した「ニセ秘密指令」および警察当局に出回っていた情報、および一般に出回っていたウワサなどから判断しても明らかである。

## (1) 組織的な犯行をにおわす「ニセ秘密指令」の存在

検察官が確定判決の原審である東京地方裁判所に証拠物件として提出した「危し!!祖国!!計画颱風・八千万の足を狙う秘密指令」と題する文書には、「極秘 令311号」として「自然事故、原因不明事故、発生戦術」「突発事故による休暇又は欠勤戦術」などと書かれ、「極秘 令315号」には「10日前後突破口を作る」などと記載されている。

これらのビラや文書がだれによって作られたかは明らかでないが、こうした情報が流される中で、下山事件に続いて三鷹事件、さらに松川事件が発生したことに注目すべきである。 そればかりか、警察内部で伝達された次の事前情報も合わせ考えるならば、事件は共産党の 弾圧ないしは国鉄労働組合を狙った組織的なものであり、三鷹事件を竹内の単独行為によって引き起こされたものと考えるのは、あまりにも不合理である。

#### (2) 事故前に警察内部で伝えられていた事故情報

三鷹駅前派出所に勤務していた警察官や三鷹署の警邏係りの担当であったものが、確定判決の原審である東京地方裁判所で証言している。同人らは、事件が発生する直前に、都本部の警備課から「国電八王子管理部ではマル共よりの指令よって、16日午前零時を期してストに突入する旨の指令を発した」という電話を受け、「当然三鷹電車区でもストか何かに同調するのじゃないか」と感じ、「三鷹駅前の派出所、井の頭派出所に電話した」などという事実を具体的に明らかにしている(第八回公判・q証言、第10回公判・r証言、同t証言)。

警察内部で事故を予告する情報の発信元がどこか、それがどのような情報を元に発せられたかは不明であるが、都本部の警備課が三鷹事件の起る少し前に地元の警察にこのような連絡をしてきたということは、何者かがそうした情報を流すとともに、事故を引き起こし、しかも情報の内容からしてそれを日本共産党と結びつけるためであったと考えざるを得ない。

真相は明らかではないが、いずれにしてもこうした警察内部の情報に照らしても、こうした情報が存在する中で、共産党員でもない竹内が偶然のように本件三鷹事件を起こすはずはなく、真犯人でないことは明らかである。

## (3) 事件前に存在していた事件発生についてのウワサ

東京地方裁判所で検察側の証人に立った u は、中野の丸通に勤めていた甥の y が、事件当日の 2 時ごろ、「今晩三鷹に大事故をこしらえる、というようなことを、中野の電車区で、話を聞いた」ことを明らかにし、事故の発生を知って、「だからこの電車は、まあ共産党がやったんじゃないか、というような話をしていたわけです」と証言した(第10回公判・u 証言)。

日通は、当時、国鉄の各駅で貨物の受付や配達を行っており、国鉄内部の情報が伝わった

可能性があり、そこで聞いた話を事故が起こる前に叔父に伝えたものと思われるが、 t 巡査 部長などの先の証言と照らし合わせると、そうした情報が事件の前に警察内部だけでなく、中野電車区などでも取りざたされていたことが良く分かる。

こうした噂話に呼応するように、三鷹事件が発生した翌日、ともに共産党員で、事故直前に国鉄を解雇された中野電車区労働組合元闘争委員長の $\alpha$ と、三鷹電車区元執行委員長の $\alpha$ の二人に逮捕状が出された。そして8月1日に外の共産党員とともに竹内も逮捕され、共同謀議・共同正犯として起訴された。

一審判決では、共同謀議は「空中楼閣」と退けたものの、三鷹事件を竹内の単独犯行と認定 し、確定判決はこれを踏襲した。

しかし、法廷で明らかになったこのような情報の具体的な内容からして、三鷹事件は何らかの目的をもった組織によって、計画的に引き起こされたものと考えるのが合理的であり、確定判決が認定するような竹内の思い付き的な単独犯行でないことは明らかである。

- 2 三鷹事件が竹内によって引き起こされたものでないことは、事故直後の政府の対応および、 事件報道に現れた数々の事実からも明らかである。
- (1) 事故当日の吉田首相の声明に現れた犯人像

事件から60年以上経過した今日、三鷹事件がどのような組織ないしは人物によって起こされたかを特定することはほとんど不可能と思われるが、捜査当局だけでなく、政権中枢も組織的に引き起こされたものと考えていた。

三鷹事件が発生した翌々日の昭和24年7月17日、吉田茂首相は、すかさず冒頭に「いわゆる社会不安が共産党の宣伝に源を発しており、虚偽とテロがその運動方針である」とし、さらに「一部労組の険悪な気配や無節操なちょう戦的態度によってちょう発されているのは見逃しえない」などとする長文の声明を発表し、「不安をあおる共産党」などという大きな見出しの下に、各新聞で大きく報じられた。その内容を新証拠として提出する(新証拠24の1)。

捜査当局は竹内を実行犯の一人として逮捕・起訴し、確定判決は竹内に死刑判決を下したが、そうした政治情勢・社会情勢の中で、三鷹事件は組織的に何者かによって引き起こされたと考えるのが相当であり、合理的である。

- (2) 事件報道は基本的に捜査当局の発表に即していると考えるのが相当であるが、事件直後の報道内容は以下のとおりである。竹内の自白は事件から一ヶ月も経ってからであるが、本件の犯行態様についての確定判決の認定は、その報道内容に合わせて作成された竹内の自白に全面的に依拠しているに過ぎないばかりか、単独犯行ではない事実も報じられており、三鷹事件を竹内の単独犯行とするのはこうした客観的な事実とも矛盾する。
- ア 朝日新聞は、首相声明を掲載した同じ7月17日、「二容疑者に逮捕状 三鷹電車区分会 元執行委員長ら」という見出しをつけ、16日午後には、地検八王子支部が、三鷹事件の容 疑者として、A元委員長と、中野電車分会のα元闘争委員長に逮捕状を請求し、同日4時に

逮捕状が発せられたとして、両名の写真を掲載した。

また、同紙は同じ紙面で、「"三鷹で重大事故"駅前交番は情報で警戒中」という見出しの下に、三鷹駅前巡査駐在所にいた  $\beta$  (五四)  $\gamma$  (二一) r (二三) q (二五) の四人の話として、「事件が起る一時間前、"八王子管理部の共産党員が一六日零時を期してスト計画を立てている、その前に三鷹付近で重大事故が起こる"という情報が三鷹町署からあったので警戒にあたっていたところだった」と報じた(新証拠 2401)。この重大な事実は、公判廷での警察官らの証言でも裏付けられていることは、前述したとおりである。

- イ 読売新聞は、同じ事件の翌々日である7月17日、「ハンドルには紐、犯人は発車後飛出す」いう見出しで、写真入の「無人電車のトリック」を掲載し、「捜査本部ならびに国鉄当局では事件当夜の深更から現場の事故電車を中心に三鷹駅信号手、踏切番などの関係者を召集、事情聴取したが、事故電車の運転ハンドルが発進位置におかれたままヒモで固く結びつけられていることが判明した。ハンドルは発進位置におしつけておかないとスプリング仕掛けで逆転し、やがて停車するのでこれを防ぎ電車を突っ走らせるためのトリックとみられ、事件は計画的な犯行であることが決定的になった」「電車は一番先頭のモーター車だけで運転された形跡がある」などと報じた(新証拠24の2)。
- ウ 7月19日の朝日新聞は、「飛下りた男を目撃」という見出しで、三鷹事件合同捜査本部が、「無人電車から飛下りた男の目撃者が数人出ている」こと、近くの主婦が三鷹電車区付近の中央線本線北側のサツマイモ畑にエアーブレーキのハンドルが突き刺さっているのを発見したことを伝えるとともに、そのハンドルの写真を掲載し、合同捜査本部が、「発見されたハンドルはこの事件に関連があると考えている」と発表したことを明らかにした(新証拠24の3)。
- エ また同紙は7月20日の紙面で、「捜査首脳に聞く」として、「問 問題のハンドルにヒモは確かについていたか 答 全然ついていない。畑から発見されたハンドルについては調査中である。問 無人電車の運転台から飛下りた者を目撃した者があるというが 答 私は聞いていない」という問答を掲載し、さらに「問 下山事件との関連は 答 両事件の現場が、ともに東京でも有名な共産党細胞の発達した地区であるてんについて、今のところ関連性があるとの印象が強い。下山事件をやっている堀崎第一課長とも会いたい」などと述べたことを伝えている(新証拠24の4)。

さらに同紙は、同じ紙面で、「"運転者"の目星つく」という大きな見出しの下に、「田中検事らが19日朝から無人電車が走った線路の状況や、ハンドルが発見された地点と電車停留地点との関係などについて現場検証を行い、三鷹事件捜査本部が現場を検証した結果、「不審な点を総合した結果、複数名からなる計画的犯行であると断定を下したもようである」と報じた。

同紙は同じ紙面で、「社内に人がいた」という見出しの下に、三鷹署に「中央線一通勤者より」という匿名の投書があったことをとりあげ、その内容として、「あの時立川行電車一台目から見ていたが、問題の電車後方より二両目(進駐軍専用車の前)の客室内を後

方から前方へ(西より東へ)一人の男がひどくあわてた様子で走っているのをチラッと見 うけた。黒のヒサシ帽、白シャツを着て、前ボタンをはだけていたように思う。途中一度 後方を振り返り、左手に何か引きずっていたようだ。中肉中背、少しやせ型かも知れない。 年齢二十七、八歳」ということが記載されていると報じた。

オ 7月20日の読売新聞は、「四人の目撃者 合図所横に怪人物」という見出で、「事件発生時、問題の六三型電車の停車位置から五十メートル離れた陸橋上で電車が動き出し暴突に至るまでの模様を逐一見届けていた四人の目撃者があった」と報じ、陸橋のすぐ近くに住んでいる目撃した4人の氏名、年齢と、二人の顔写真を掲載した(新証拠24の5)。

目撃した事実は極めて具体的で、その一人の話しとして「問題の一番線電車が急に走り出したのを見ましたが別に怪しみもせずに見ているとパッと駅の方が明るくなったので振返りました。その時ほんの目の下にある合図所の左側に40位、真白い開襟シャツを着た黒ズボンの駅員らしい人がうろうろしているのを発見しました」「そのうち騒ぎが大きくなり、怪しい男はいつの間にか姿を消していました」と報じている。単独犯行と認定した確定判決の誤りは、4人の目撃状況からも明らかである。

カ 7月22日、毎日新聞は、「犯人は四、五名か」という大きな見出しとともに、「当局想定による犯人『あの日の手口』」をイラスト入りで掲載した。それには、「①ハンドルで空気制動弁を操作し、②コントローラーを全速の位置に固定、③パンタグラフを上げ電流を通し、④犯人は立去る、⑤次第に空気管は充満されていく、⑥1分半後には、自然に電車は走り出した」という説明が付けられている。なお、本文には、「②発見されたカギをコントローラーにさし込み(カギをさし込まないと動かない)紙ひもと古くぎとで全速の状態に固定」という説明が付されて(新証拠24の6)。

毎日新聞は、同じ紙面で、「コントローラーの鍵発見」という見出しの下に、「捜査当局では運転席にあった古くぎと、紙ひものほかに更にコントローラーのカギ穴に始動用のカギが差込まれたまま残っていたのを、二十一日国警科学捜査研究所へ送り検査を開始したが、このカギは電車を動かすためのコントローラーを操作する場合、絶対に必要なもので、これについては二十日の捜査会議で岩井国警本部銃器課長が説明した考えられる五つの場合の電車を動かす方法のうちコントローラーを用いない他の四つの方法はこれまでの調査でいずれも否定されたもので、犯人はコントローラーの側面にあるカギ穴にこのカギを差込み自由に動くようにした上、全速の位置で紙ひもと古くぎで固定し、パンタグラフをあげ、発進させたという基本線の確証があがったわけである。このカギは長さ一寸五分、幅三分位のもので、運転士と検査修繕係員が予備と合わせて各二個を常時持っているものである」と報じている。

ここで重要なのは、コントローラーは鍵穴に鍵を差込んで動かし、その鍵穴に鍵が差込まれたまま残っていたということであり、竹内の供述内容と全く異なる。この報道が正しければ確定判決の認定は間違っていることになる。

キ 7月24日の朝日新聞は、「三鷹事件 運転者目星つく "五つの指紋"から解決か 新

容疑者近く逮捕」という記事を掲載し、「当局の捜査線上に現れた新事実は次のようなものである」として、「一、事件発生の直後、脱線した電車最前部運転台に飛び込んだと思われる人物があり、これは同人の経歴、事件前後の行動、目撃者の証言などからみて、証拠を消すための行動と推定される点が強い、従ってこの人物への疑惑は相当濃い 二、運転台から採った指紋のうち事件に関係があると見られるもの五通りがある。重要な傍証となるので、目下三鷹電車区内から数十人の指紋をとって照合中で、当局が推定する容疑圏内の人物の指紋とどれかが合致すれば、この点からも新容疑者逮捕は迅速に実現するものと見られる。またこの五つの指紋が、共犯者数人説を立証することになるかも知れないという 三 A、 $\alpha$  両容疑者の処置は数日中に決定する」と報じた(新証拠24の7)。

(3)以上の報道内容は、ほとんどが合同捜査本部の発表を基に、あるいは捜査側の見解であることを明記していることに、特に注目する必要がある。

竹内らが逮捕されたのは8月1日であるが、捜査側では竹内の逮捕前から本件で電車を暴 走させた手口について、報道されたような内容でなされたものと確信し、一定の情報を提供 することによって、各紙が競ってこれを報じたものと思われる。

そうである以上、これらの記事に関連した捜査がなされ、その経過や結果は捜査資料として残されているはずである。竹内の無実とともに、実態を明らかにするために、指紋や押収した鍵などの開示を強く求める。

#### 3 事故直後の米陸軍憲兵の出動と調査に対する占領軍の妨害

三鷹事件については、前後して起った下山、松川事件と同じように何者かによって引き起こされた"謀略事件"であるという見方が強いが、事件直後の占領軍のすばやい関与をみても、計画的・組織的なものを窺わせ、確定判決が認定するような竹内の思い付き的な単独犯行でないことが分かる。

(1) 一橋大学を卒業後、朝日新聞の記者となり、編集局長、研修所長を歴任している堀越作治は、三鷹事件が発生した当日、新宿方面から来て三鷹駅で下車したところで三鷹事件に遭遇したが、堀越が被害者を救護しようとすると、突然、MP(ミリタリーポリス)が現れ、「アウト、ゲラウエイ」と言われ、現場から追い出されたことを、政治記者らの会報で報告している(新証拠25)。

事件当夜、事故現場にMPや米兵が存在したことは、共同通信で配信された写真や、毎日新聞に掲載された写真にその姿が写っていることからも明らかである。1997年にNHK教育テレビでETV特集「戦後史の謎・三鷹事件」をチーフ・ディレクターとして製作した片島紀男は、膨大な資料とインタビューを基に、『三鷹事件――1949年夏に何が起きたのか』という500頁を超える書籍の中に、その写真を記載している。ここではその写真の写しを新証拠とするために、片島の書籍の一部をコピーして提出するが、その131頁に掲載された写真(新証拠26の1)には、「事故当夜、現場にMPや米兵の姿が・・[共同]」という説明が付され、また137頁に掲載された写真(新証拠26の2)

には、「ホームと暴走車両の間での捜索活動。右上にMPの姿が見える [毎日]」)と記載されている。

また、暴走電車が突っ込んだ三鷹駅前運送店の店主であるXは、公判廷において、事故の発生前、駅前交番の東側に進駐軍のジープがライトを消して止まっていたのを目撃したこと、そのジープが走り去ったあとに、スパークが三回して事故電車が飛び込んできたことを証言している(第八回・X証言)。

以上のとおり、事故の前に米軍のジープがライトを消して事故現場の近くに止まっていたことや、事故後いち早く米軍の憲兵が現場に到着したことから、事件が米軍の陰謀で引き起こされたということにはならないが、事件が発生することについて、前記の警察同様、占領軍にも事前に知らされていたことが十分に推測される。

(2) 三鷹事件の前は三鷹駅の助役であり、事件後、東京鉄道局電車課の事故係をしていた Yは、事故当日、技術的な調査を命じられたが、米軍のために長い時間、事故調査に着手 出来なかったことを公判廷で明言している(第30回公判・Y証言)。

三鷹電車区の構内運転士であったQは、裁判長から「あなたは事故車両が事故を起こした現場へいく前に、ポイントの処は見たことはないですか」と聞かれ、割られたポイントの場所に2名の進駐軍がいて、「事故の現場を調査していた」と証言している(同11回公判・Q証言)。

事件直後に国鉄労働組合は特別の事故調査団を作り、当局に対して許可を求めたが、そのことについて、三鷹事件の特別代理人になった鈴木勝夫は、人数を10名、時間は20分と制限されたうえ、7月16日の20時になって現場に入ることができたと、その時の状況を、次のように明らかにしている(第5回公判・鈴木勝夫供述)。

「この現場にはいりまして、私どもは、技術者として一番この事故と結びつけて調査を しなければならない点は、電車を動かす電気回路にある筈であります。そこで私どもは、 第1番に電車の電気回線の調査を最初から計画いたしました。処が、この電気回路の全 部のものが取り去って、どこかに持ち去られておった。しかも持ち去らなくてすむよう な物を、無理矢理にアセチレンで切断され、しかも切断した箇所の機器関係、電気回線 の全ての構成が、どこかに持ち去られておって、私どもの調査の対象にならない」

さらに鈴木は、「一番最後の動力車に付随する二輌、この二輌は、一番事故の原因を調査するのに必要なものであるにも拘らず、私どもが入った所には、この二輌の車は、もうどこかに運び去られておった。そして、所謂調査条件の中で、機器にふれてはいけない、20分まで、という制限によって、何ら科学的調査をすることができなかった」ことを明らかにした。

鈴木は、「今度の事故というものは、調査をするのではなくて、はじめからこの原因を、 なんといいますか、隠蔽するようなことがおきていたことを、私どもは、現場に調査にい ってかっきりみたのであります」と供述している。

このように、三鷹事件で暴走した電車の調査を当時の占領軍が長時間にわたって阻止し、

本来であれば重要な証拠物となるはずのものを持ち去っていることから、暴走電車がなぜ 発進したかについての実態が完全に解明されておらず、したがって確定判決が竹内の犯行 だと認定した電車を発進させた犯行態様については、客観的な証拠に裏付けられていない ばかりか、事実に即していない可能性があることに注目する必要がある。

#### 4 犯人らしからぬ竹内の言動

竹内景助が三鷹事件と全く関わりがないことは、以上のことからすでに明らかであるが、 事件後から逮捕までの間に竹内がとった次の言動からも明らかである(新証拠4の1)。

- (1) 竹内は、三鷹事件が発生した翌日の7月16日に区長室で整理解雇通知書と退職金1万1千円を受け取った後、新たな就職先を探していたが、7月17日には日比谷公園内にある消防庁外事課の採用試験を受け、75人受験した中3番で合格し、戸籍謄本を提出するための準備中に逮捕された。その合格通知は、妻から捜査当局に提出されている。
- (2) 竹内は、消防庁外事課の採用試験を受けて三鷹に帰った後、三鷹電車区の労働組合元 執行委員長のAと中野電車区の闘争委員長であったαに逮捕状が出ていることに抗議す るため、それまで所属していた労働組合員らと一緒に武蔵野警察に行き、その際、警官と もみ合って右足の脛に怪我をするというような行動をとった。
- (3) また、竹内は当時、5人の幼い子供を抱えており、国鉄に解雇された後、家族を養うために少しでも現金を得る必要があり、納豆とキャンデーを仕入れて、それを元職場や近所で販売して廻っていた。逮捕された8月1日もその途中であった。

上記のような竹内の行動は、これほどの重大事故を起こした犯罪者とは相容れないものと 言ってよいであろう。

## 5 竹内の性格と事件とは無縁の人物像

竹内が本件で逮捕・勾留された後、専門の立場で竹内と親しく接した者も、竹内が無実であることをさまざまな理由から確信していることが分かる。

(1) 2011年度の文化功労賞に選ばれた加賀乙彦(本名、小木貞孝)は精神科医であり小説家でもあるが、昭和30年から精神科医官として府中刑務所に勤務し、その際に矯正局長の許可を受けて数多くの死刑囚と面接し、診療にあたった。

加賀はその経験や知見を小木貞孝の本名で『死刑囚と無期囚の心理』などの論文に纏めるとともに、一般向けに中公新書『死刑囚の記録』を著している。そこには竹内景助との関わりが相当のスペースを用いて記載されている。加賀は、この度の再審申立にあたって、あらためて竹内の人柄や性格、それに同人が何を訴えていたか、さらに、"自白"したときの状況などを思い出し、竹内が本件のような犯行を犯すような人間とは全く異質の人格であったことを報告書にまとめた(新証拠25)。

加賀は、竹内が「弁護士の言うとおりに嘘の自白をしたんです。おれは弁護士にだまされたんです。しかし、だまされた自分も悪い、その点ではもうジタバタはしないつもりで

す」などの話をしたことを明らかにし、7回も供述を変えている理由は分からないとしながら、「押しひしがれた様子でしたが、自分の感情を正直に話し、決して興奮や混乱を表出せずに、じっと自分の気持ちを抑えて、どこか自分を嘲笑するような話しぶりでした」と、その時の状況を報告している。

そして、竹内が冤罪を訴える強い姿勢は一貫して変わらず、そのような強い姿勢はほかの死刑囚とは違っていること、すなわち同じ無実の主張をする者でも虚言が見て取れるものや、死を恐怖しているものがあるのに、竹内は全く異質の精神の姿勢を保っていたことを明らかにした。

確定判決は一度も尋問することなく、竹内に対していきなり死刑を下したが、竹内と直接接した精神科の専門家が、このように電車を暴走させて人を殺せるような人柄ではないことを確信していることは、竹内の人物像についての誤りを正すとともに、確定判決の間違いを正すためにきわめて重要である。

(2) 竹内景助が三鷹事件とは無関係な人物であったことについては、府中刑務所に勤務していた当時、看守長から拘置監の担当を命じられて竹内が東京拘置所に移監になるまで刑務官として接していた佐藤和友の報告も重要である(新証拠26)。

佐藤は36年間の刑務官として体験したことを、平成4年に『手錠の重み』という本にまとめて出版しているが、三鷹事件で逮捕・拘留されたものたちについて、「その言動からもすぐに分かりましたが、私だけでなく看守長をはじめ府中刑務所の職員は、竹内を含む7名は最初から重大犯罪を犯すようなものでないと感じていました。ですから、入浴の時間も他の収容者が一人あたり3分~5分のところを1時間かけても不問にしたり、食事なども他の受刑者と違うものを調理して配り、誕生日には特別に天ぷらを出したこともありました」という、収容する側が三鷹事件で逮捕・拘留されているものをどのように認識していたかについて、注目すべき事実を明らかにした。

また佐藤は、三鷹事件の起った年の8月23日に7人が共同正犯として起訴された後、「少し落ち着いたときに、長野県選出の共産党の衆議院議員で三鷹事件特別弁護人の林百郎氏が面会に来たが、その後、竹内が『林、今野、小沢の三弁護士が、私の単独犯を再確認にきた』と、浮かぬ顔で話していたのを今でも覚えています」と、竹内が単独犯行の"自白"を維持した背景を知る上で重大な事実を明らかにした。

佐藤は竹内の性格について、「一口でいうと、他のものに気を配るというか、純真そのもの」であるとし、"自白"したことについては、竹内自身が「自分は人の身代わりになるように生まれてきているんだ」「無実の身でもってこんな処遇を受けるのは、親が『影で助ける』という名前をつけたから悪いのだ」と、ぐちをこぼしていたこと、「俺が代わってやれば連中は助かるんだ」とも言ったこと、さらに「ここまできたらもう共同正犯か単独犯かどちらか一つしかない、自分で自分を追い込んでしまったんですよね。だから最後に無実だと言っても誰も信用しない」などと、絶望した様子を見せることがあったことを報告している。

佐藤はこの度の再審の申立にあたり、裁判所に対して、「私は裁判の結果についてはどうしても納得がいかず、竹内が三鷹事件の真犯人であるということは、その人柄や拘置所での言動から全く信じられません。そのことは当時も今も全く変わらない私の確信であることをご理解いただきたい」と報告しているが、確定判決が前提とする竹内の人間性や性格についての誤りを正すために、きわめて重要である。

(3) 竹内がなぜ取調の中で三鷹事件が自分の単独犯行ないしは共同犯行であると供述し、あるいは公判廷でも自分の単独犯行であることを認めたかを明らかにする新証拠が、三鷹事件の弁護団長であった布施辰治と竹内の往復書簡である。

これを基に布施弁護士の孫であり、日本評論社で長い間編集の業務に携わった元同社会長の大石進がそれについて報告しているが、その内容は竹内がなぜ自白をすることになったかを明らかにする上で極めて重要である(新証拠27)。

大石は報告書の最初に、「竹内氏の書簡を読み通すと、彼がなぜ、いかなる圧力のもとで、自白を変遷させたかという経緯が、瞭然です。なかんずく、⑦1951.7.26布施発竹内宛書簡と、それにこたえて竹内氏がしたためた®1951.8.3竹内発布施宛書簡をお目通し頂ければ、彼の訴えが真実であるという心証をお持ちいただけると思います」と記している。

往復書簡として、最初に掲げられているのは、昭和25年5月9日の布施から竹内に宛 てたものであるが、それは、第一審の分離公判の後に竹内が無罪を主張したのに対し、単 独犯行自白を維持しない限り弁護を断ると今野弁護士に言われ、竹内が布施に弁護を依頼 し、その依頼に応え、主任弁護を引き受ける旨の書簡である。これを見ると、布施が最初 から竹内の無実を見抜いており、竹内の変動する自白をむしろ冤罪性を証明するものとみ ていることが分かる。

1951 (昭和26) 年7月26日の書簡は竹内が送ってきた上告趣意書の写しを見た布施が、「この間の事情をもっと深刻如実に」「日誌的に誰が、何時、どんな強制と誘惑によって、あなたにウソの自白を強要し、あなたが・・・ウソの自白に(よって)迎合したかという経路がハッキリしてくる」「私はあなたからそう言う手紙をいただけば、必ずこれを生かすような私の意見をもって上告趣意書を書き上げるつもりです」と書き送っている。

竹内は検事の取調の全状況を、8月3日付の竹内から布施への書簡で日誌的に詳細に記載しているが、連日連夜の強引な取調に加え、検察官が自白することによってのみ、更には共犯を自白することによってのみ死刑を免れるということをほのめかし、犯行の筋書きを竹内氏の脳裏にたたき込む様子が詳細に書かれている。特に最初に自白する日の状況について、竹内は次のように記しており、自白調書が任意性に欠けていることを判断する上で重要な事実である。

「八月二十日午後、又突然行先も告げられず護送車に乗せられて府中刑務所に 移管されました。当時、府中刑務所付近は警戒が物々しく、私も愈々こんな大袈 窓にでっち上げられて殺されるんじぁないかと思いました。・・果せる哉、控え室に入るなり、素ッ裸にさせられて、一切の衣類私物は取り上げられた上、囚人用の青衣と褌、それに如何にも罪人と烙印する如き編笠と草履です。それを着て監房へ連れられてゆくときは、自分乍人間以下の何ものかに成り下がったのではないかと思はれ、惨憺たる気持ちに襲われました。・・その八月二十日の夕食後、調べ室に入れられました。・・検事は「どうだね。此処の具合は、・・もう愈々起訴になるよ、あと三日しかない、全員起訴になる、起訴前に自白して呉れた方がよいがね、僕の方はどっちだってよいけれど、今迄検事が言ったことを、ようく考いて見て君の態度を決め給え、人間は中々死ねないものだからね」

こうして単独犯行を自白するに至った竹内に対して、弁護人がどのように対処したか。10月9日付け竹内の書簡では、単独犯行自白直後に面接した今野弁護士が、「まあ独りでやったといったとしても、絶対に死刑なんて事はない・・普通なら十五年せいぜいの事件だ」と話したことなどを克明に記載し、弁護人が誤った自白をむしろ支えていた事実を明らかにしている。そのことは先に「竹内の供述の変遷と自白の任意性の不存在」で詳述したように、正木弁護士から竹内に送られたハガキ(新証拠7)にも記載されており、竹内がそのように思わされて、死刑判決を下されるまで自白を維持していたことが良く分かる。

布施弁護士は竹内が上告した後の1953(昭和28)年に亡くなってしまったが、大石はさらに布施の著作などを引用しながら、自白に依拠している刑事裁判の危険性を報告書の最後で強く指摘している。三鷹事件はその典型であり、竹内と布施の往復書簡はそのことを如実に示しているといってよいであろう。

## 第3章 結語

再審は、「あくなき真実(具体的正義)追求のための制度ではなく、単純に無辜を救済する制度である」(田宮裕「再審を考える」ジュリスト432号120頁)。

その理論的根拠は、憲法39条が「何人も既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。」と定め、刑事訴訟法上も被告人に不利益な再審が廃止され、利益再審しか認められていないことにある。

したがって、刑事訴訟法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」(証拠の明白性)の解釈については、「無辜の救済」の理念と目的に照らして行われなければならない。

白鳥決定(最高裁第一小法廷昭和50年5月20日決定、判例時報776号24頁)は、「無辜の救済」の理念と目的に照らして解釈し、

「無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきである。」

「右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである。」

「この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な 疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしきは被告人の利益に』という刑事 裁判の鉄則が適用されるものと解すべきである。」

と判示した。

また財田川決定(最高裁第一小法廷昭和51年10月12日決定、判例時報828号23 頁)は、白鳥決定の判示する上記原則を確認した上で、明白性の意義について、更に、

「この原則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである」と判示した。

そこで本再審請求書においても、この白鳥、財田川決定の原則にしたがって確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じるかどうか検討することとし、まず確定判決の証拠構造を分析し、次に新証拠によって、確定判決を支えていた竹内の自白などの旧証拠がどのような影響を受けるか検討し、更に新旧全証拠の総合的再評価を行って問題点を検討した。

その結果、次の事実が明らかになった。

第1に、確定判決の証拠構造を分析すると、竹内が本件事故電車を発車させた犯人である ことを推認させる証拠は竹内の捜査段階及び公判廷における自白しかなく、捜査段階、公判 段階を通じて自白と否認が交錯していること、自白の補強証拠となっている物証は発見され た紙紐だけであるが、これは自白の「寄りかかり証拠」に過ぎないこと、唯一の情況証拠は 事件当日の夜に三鷹電車区の正門前で竹内を見たというH証人の目撃供述であるが、犯行現 場における犯行前後の目撃供述とは異なり、竹内が犯人であると推定させる推認力が弱いこ と、確定判決の罪となるべき事実は竹内と犯人の同一性について極めて脆弱な証拠によって 認定されていることが明らかになった

第2に新証拠である曽根鑑定書によって、第2車輛のパンタグラフは電車を暴走させた犯人が上昇させたものであり、第1車輛の操作だけでは第2車輛のパンタグラフを上昇させることができない事実が明らかになり、この事実から、竹内の自白について実行行為の核心部分が誤っていること、確定判決の実行行為の事実認定に誤りがあり、竹内の単独犯行が否定されると共に、竹内が犯人ではない可能性が強く示唆されることが明らかになった。

第3に、新証拠である自然科学研究機構国立天文台長からの回答などによって、事件当日の夜に三鷹電車区の正門前で竹内を見たというH証人の目撃供述は、全く信用できないことが明らかになった。

第4に、竹内は捜査、公判の過程で、否認、単独犯行、共同犯行と合計7回も供述を変遷させているところ、この供述変遷の経緯を検討すると、そこには接見妨害、長時間・連日の取調べ、他の被疑者の虚偽自白による理詰め・誘導による取調べ、起訴後の違法な取調べ、竹内の単独犯行を維持する方向への弁護人による威迫と誘導などがあり、竹内の自白には任意性がないことが明らかになった。

第5に、事件当時の三鷹電車区等の組合は、過激なストの断行を求め、戦闘的な方針を確立して戦おうという実情になく、竹内が単独で本件犯行を起こそうと決意することはおよそ考えられず、竹内には犯行動機が存在しないことが明らかになった。

第6に、確定判決が認定する実行行為については、針金によってコントローラー・ハンドルを解錠することが困難であること、紐によってコントローラーを固定するという行動が様々な観点から不合理であってあり得ないこと、本件車輛が暴走した時に最後尾の前照灯が点灯していた事実と、Rが本件車輛を1番線に入庫させた時に日が照っていて明るかった事実からすると、犯人が最後尾車両の運転台で前照灯のスイッチを入れたと考えざるを得ないこと、これらの事実は、竹内の自白や確定判決の事実認定と大きく矛盾することが明らかになった。

第7に、竹内は本件犯行時、三鷹電車区構内にある風呂に入っていたのであり、この事実はmの供述書やnの供述書によって裏付けられていることが明らかになった。

第8に、竹内ではない真犯人が存在することを窺わせる事実が多数存在することが明らか になった。

以上の検討の結果、確定判決の罪となるべき事実の事実認定について合理的な疑いが生じていること、竹内が本件犯行の犯人とは認められないことは明白である。

したがって裁判所は、「無辜の救済」という再審の理念にしたがって、速やかに再審開始 を決定すべきである。

# 添付書類

- 1 弁護人選任届 5通
- 2 原判決の謄本(第一審判決、控訴審判決、最高裁判決、各1通)
- 3 証拠提出書記載、新証拠番号1~28の新証拠 各1通
- 4 竹内景助が筆頭者の改製原戸籍謄本、竹内(長男)が筆頭者の改製原戸籍謄本、 竹内(長男)の戸籍謄本、各1通

以上